

平成26年9月11日

1. 出席議員

1 番	中 村	和 典	9 番	徳 村	博 紀
2 番	中 村	一 堯	10 番	福 井	正
3 番	稲 富	雅 和	11 番	水 頭	喜 弘
4 番	勝 屋	弘 貞	12 番	橋 爪	敏
5 番	竹 下	勇	13 番	中 西	裕 司
6 番	角 田	一 美	14 番	松 尾	征 子
7 番	伊 東	茂	15 番	松 本	末 治
8 番	光 武	学	16 番	松 尾	勝 利

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
議 事 管 理 係 長	迎	英 昭

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
教	育	江	島	秀	隆
総	務	藤	田	洋	一郎
市	民	中	村	博	之
産	業	迎		和	泉
建	設	森	田		博
会	計	橋	村	直	子
管	理	打	上	俊	雄
者	兼	土	井	正	昭
会	計	寺	山	靖	久
課	長	有	森	弘	茂
兼	人	峰	松	靖	規
権	・	大	代	昌	浩
同	和	田	崎		靖
対	策	中	村	信	昭
課	長	橋	口		浩
参	事	中	島	憲	次
企	画	山	浦	康	則
財	政	有	森	滋	樹
課	長	栗	林	雅	彦
兼	選	松	本	理	一郎
管	理	中	島		剛
委	員	澤	野	政	信
会	事	植	松	治	彦
務	局				
参	事				
長					
市	民				
課	長				
税	務				
課	長				
福	祉				
事	務				
所	長				
保	險				
健	康				
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
兼	農				
業	委				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
産	業				
部	参				
参	事				
農	林				
水	産				
課	参				
参	事				
商	工				
観	光				
課	長				
都	市				
建	設				
課	長				
環	境				
下	水				
道	課				
課	長				
水	道				
課	長				
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					
監	査				
委	員				

---

平成26年 9 月11日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第 1 報告第 7 号 平成25年度鹿島市土地開発公社決算について（報告）
- 日程第 2 議案第33号 平成25年度鹿島市水道事業会計決算認定について（大綱質疑、決算認定審査特別委員会付託）
- 日程第 3 議案第34号 鹿島市民交流プラザ条例の制定について（大綱質疑、文教厚生産業委員会付託）
- 日程第 4 議案第35号 鹿島市子育て支援センター条例の制定について（大綱質疑、文教厚生産業委員会付託）
- 日程第 5 議案第36号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第37号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第38号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- （大綱質疑、文教厚生産業委員会付託）

---

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

会議に先立ち申し上げます。議員の申し合わせ事項によりまして、議場内への携帯電話の持ち込みは禁止としておりますので、遵守していただくようお願いします。

なお、本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第 1 報告第 7 号

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第 1．報告第 7 号 平成25年度鹿島市土地開発公社決算についてであります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

おはようございます。議案書と別冊、平成25年度鹿島市土地開発公社決算書により御説明いたしますので、お手元に準備をお願いします。

それでは、議案書の 1 ページをお開きください。

報告第7号 平成25年度鹿島市土地開発公社決算について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成25年度鹿島市土地開発公社決算を別紙のとおり報告するものでございます。

それでは、別冊の決算書で御説明いたします。

決算書の1ページをお開きください。

平成25年度の事業報告でございますが、昨年度は公有地の取得及び処分を実施しておりません。理事会の開催状況、監査の状況につきましては、報告書記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

まず、収入について御説明いたします。事業外収入の利息収入として、予算額66千円に対し、決算額67,561円となっております。予算対比1,561円の増となっております。

また、繰越金につきましては、利息収入のみで経費が賄えませんでしたので、収入はいたしておりません。

3ページをごらんください。

このページは支出の決算となっておりますが、合計136千円の予算に対しまして、50,130円の決算で、支出の内容としましては、備考欄に掲載いたしておりますように、監査時の費用弁償、九州地区土地開発公社連絡協議会負担金及び振込手数料、法人県民税及び法人市民税となっております。

4ページをお開きください。

損益計算書でございます。3項目の販売費及び一般管理費、事業損失49,862円は、前のページで御説明いたしました支出決算額50,130円から消費税268円を差し引いた金額がここに計上されております。

4項目の事業外収益、受取利息は67,561円、これは預金の利息収入でございます。

次の事業外費用、雑損失の268円は消費税でございます。

経常利益、当期純利益は、収入合計から支出合計を差し引いた17,431円となり、この利益は、平成26年で繰越準備金として整備いたしております。

5ページをお願いします。

貸借対照表でございます。資産の部は、現金預金として、資産合計36,536,220円を市内金融機関へ預金として保管しております。

負債の部についてはございません。

資本の部の資本金、基本財産は、定款に規定してあります1,500千円でございます。

準備金は、平成24年度から前期繰越金が35,018,789円、当期純利益が17,431円、準備金合計が35,036,220円となっております。

資本合計、負債資本合計は、基本財産の1,500千円を加え、36,536,220円となっております。

6 ページをお願いします。

準備金計算書でございます。

7 ページ、8 ページは、決算監査意見書の写しでございます。

9 ページは、附属資料として、基本金明細書。

10 ページは、現金残高表となっております。

なお、平成25年度決算につきましては、去る7月17日、土地開発公社の理事会で認定を受けておりますことを申し添えます。

以上で、報告第7号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第7号は終わります。

しばらくお待ちください。

## 日程第2 議案第33号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2．議案第33号 平成25年度鹿島市水道事業会計決算認定についてであります。

当局の説明を求めます。松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

おはようございます。議案第33号 平成25年度鹿島市水道事業会計決算認定について御説明いたします。

議案書の2ページをごらんください。

この平成25年度鹿島市水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査の意見書を付して議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、別冊の鹿島市水道事業会計決算書で御説明いたしますので、御用意お願いいたします。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。

平成25年度鹿島市水道事業決算報告書でございますが、この報告書は、予算額、決算額とも消費税を含んでおります。記載をしております。

収益的収入及び支出について御説明いたします。収益的収入でございます。第1款．事業収益の予算額531,659千円に対し、決算額は538,341,992円でございます。前年度より1,996,603円の減収となっております。営業収益が529,533,138円で、前年度より2,376,316円減収し、これは主に給水収益が減収したことによるものでございます。

次に、収益的支出でございます。第1款. 事業費は、予算額502,039千円に対し、決算額は480,226,320円で、前年度より18,764,023円の減額になっております。営業費用は、主に委託料、動力費及び固定資産除却費が増加したことにより、前年度より16,716,961円増の379,288,522円であります。営業外費用は、前年度より6,360,398円減少し、100,937,798円でございます。これは主に企業債利息が減少したことによるものでございます。

この結果、事業収益から事業費用を差し引き、仮払消費税及び消費税納付額を加減いたしますと、5ページの損益計算書に記載しておりますとおり、当年度純利益は54,560,764円となったところであります。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について御説明いたします。

第1款. 資本的収入は、予算額85,054千円に対し、決算額は78,186,100円で、前年度より9,639,400円の減額となっております。これは主な要因としまして、他会計負担金は増加したものの、工事補償金、新設負担金及び公営企業債の借り入れがそれぞれ減少したことによるものであります。

次に、第1款. 資本的支出は、予算額364,245千円に対し、決算額は348,312,939円で、前年度と比較いたしますと、5,074,890円の増額となっております。これは主な要因としまして、企業債償還金が増加したことによるものであります。

これにより3ページの表下に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額270,126,839円は、決算書の19ページに記載しておりますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,502,636円、当年度損益勘定留保資金221,851,244円及び減債積立金44,772,959円により補填をいたしております。

次に、5ページをお願いいたします。

平成25年度鹿島市水道事業損益計算書でございます。この計算書は、消費税を除いた額で記載をいたしております。

営業収益は504,392,768円、前年度比0.4%の減で、うち給水収益は493,629,464円であります。

営業費用は375,162,895円、前年度比4.4%の増で、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、129,229,873円でございます。

次に、営業外収益は、決算額8,808,854円で、前年度より379,713円の増額となっております。

営業外費用は83,477,963円で、前年度比5,698,511円の減額であります。これは主な要因としましては、先ほど2ページのほうで申し上げましたとおり、企業債利息の減によるものでございます。

営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差し引きますと、当期の経常利益は54,560,764

円となりました。

次に、6ページをお願いいたします。

平成25年度鹿島市水道事業剰余金計算書でございます。

利益剰余金の部でございます。

減債積立金は、前年度末残高458,151,131円に前年度の減債積立金37,543,959円を繰り入れ、先ほど申し上げました資本的収支の不足額44,772,959円を処分した結果、当年度末残高は450,922,131円となります。

建設改良積立金は増減がなく、当年度末残高も135,612,699円であります。

未処分利益剰余金は、前年度純利益37,543,959円を減債積立金として処分いたしましたので、当年度純利益は54,560,764円でございます。よって、利益剰余金は積立金合計の586,534,830円と未処分利益剰余金54,560,764円となり、641,095,594円であります。

次に、資本剰余金の部でございます。

工事負担金は、当年度は発生額がなく、当年度末の残高は166,828,783円でございます。

新設負担金は、給水装置工事申請時に、メーターの新設負担金としていただくものでございまして、当年度発生額はメーター114個分の5,040千円で、当年度末残高は239,341,836円でございます。

7ページをお願いいたします。

工事補償金は、道路改良事業や公共下水道事業等の他事業に伴い、支障配水管の布設替等に対する工事補償金でございます。当年度発生額は1,714,100円で、当年度末残高は472,566,453円でございます。

他会計負担金は、当年度発生額が24,669千円で、これは配水管新設工事及び消火栓設置工事に対する一般会計からの負担金としていただいております。当年度末残高は159,644,065円でございます。

受贈財産評価額は、消火栓設置後、維持管理のため無償で譲り受けたものでございまして、当年度発生額が467千円で、当年度末残高は82,473,099円でございます。

国庫補助金は、当年度は発生額がなく、当年度末の残高は1,559,099,214円でございます。

他会計補助金は、同じく当年度発生額がなく、当年度末の残高は1,042千円でございます。

よって、翌年度へ繰り越す資本剰余金は2,680,995,450円でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

平成25年度鹿島市水道事業剰余金処分計算書でございます。

剰余金の処分につきましては、さきの3月定例議会で議決いただきました鹿島市水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づきまして、財政基盤確立のため全額を減債積立金として処分することといたしております。よって、翌年度への繰越利益剰余金はございません。

次に、9ページをお願いいたします。

平成25年度鹿島市水道事業貸借対照表について御説明いたします。

資産の部でございます。

固定資産は、有形固定資産合計で4,372,752,177円でございます。無形固定資産合計は2,846,629,896円で、有形、無形を合わせた固定資産の合計は7,219,382,073円でございます。

なお、固定資産の詳細につきましては、29ページから30ページに明細書を記載しております。

次に、流動資産についてでございます。現金預金は651,852,783円で、内訳は18ページに資金収支表を記載しております。未収金は27,785,998円でございます。内訳でございますが、現年度、過年度の水道料金及び他会計負担金でございます。これに貯蔵品その他流動資産を加えまして、流動資産合計は680,426,661円であります。繰延勘定はございません。

よって、貸借対照表の借方でございますが、資産の合計は7,899,808,734円でございます。

次に、貸方の御説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

負債の部でございます。

固定負債は前年度末残高が10,078,265円でありましたが、25年度は収益的支出から9,926千円を支出し、3名の退職者に対する退職給与金を支払い、残額884円を積み立てた結果、固定負債は10,079,149円となっております。

流動負債の未払金は8,156,910円で、主なものは3月分の動力費や消費税納付額等でございます。また、その他の流動負債は主に預かり下水道使用料等で、流動負債の合計は29,251,918円、固定負債と流動負債を合わせた負債合計は39,331,067円でございます。

次に、資本の部について御説明いたします。

資本金のうち、自己資本金は1,542,282,526円で、前年度より44,983,959円の増加でございますが、これは減債積立金44,772,959円と他会計出資金211千円を振り替えたものでございます。借入資本金は企業債でございます。17ページに記載しておりますが、前年度末残高は3,210,468,058円でありましたが、25年度借り入れた企業債が46,300千円で、償還金が260,663,961円で、本年度末残高は2,996,104,097円であります。

次に、剰余金でございますが、先ほど6ページ、7ページで御説明いたしましたので、省略させていただきます。

よって、資本合計は7,860,477,667円で、負債と資本を合わせた負債資本合計は7,899,808,734円となりまして、9ページで説明しました借方の資産合計と一致しているところであります。

次に、11ページをお願いいたします。

ここは平成25年度鹿島市水道事業報告書で事業の概要を記載していますが、説明は省略をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。



ここは議会の議決事項、起債協議、職員に関する事項を記載しております。

14ページをお願いいたします。

ここは新設工事及び改良工事の概要で、3,000千円以上の工事を記載しております。新設工事3件、改良工事4件でございます。

15ページをお願いいたします。

ここは業務について記載をしております。

まず、配給水状況でございます。給水人口は2万6,802人で、前年より198人の減少をしております。給水戸数は9,437戸で、前年度より38戸増加をいたしております。年間配水量は303万3,138立方メートルで、前年度より0.8%、2万3,694立方メートル減少。有収水量は242万3,414立方メートルで、前年度より0.7%、1万7,116立方メートル減少いたしました。この結果、有収率は79.9%となり、前年度より0.1ポイントの増加となっております。

次に、受託修繕工事及び給水装置工事につきましては、前年度より23件増加をして、391件となっております。

次に、事業収入に関する事項でございます。この金額は消費税抜きで記載をしております。事業収入は513,201,622円、前年度より1,890,017円の減収、うち給水収益は493,629,464円、前年度より0.5%、2,484,117円の減収となっております。

給水量1立方メートル当たりの料金収入、いわゆる給水単価につきましては、203円69銭で、前年度より41銭の増加をいたしております。

16ページをお願いいたします。

一方、営業費用は、前年度より15,912,275円増の375,162,895円、営業外費用は前年度比5,698,511円減の83,477,963円、この結果、事業費は458,640,858円となっております。

給水量1立方メートル当たりの給水原価は189円18銭で、前年度より5円48銭の増加をいたしております。

次に、17ページをお願いいたします。

ここは契約金額10,000千円以上の工事、企業債について記載をしております。工事の契約金額10,000千円以上の工事は2件でございます。

企業債は本年度借入額46,300千円で、内訳として、配水設備整備事業に28,300千円、機械・電気・計装設備等更新事業に18,000千円となっております。

18ページをお願いいたします。

その他会計経理に関する事項は、議会の議決を経なければ流用できない経費でございます。職員給与費、予算額64,802千円に対し、決算額は63,262,474円。交際費は決算額ゼロであります。

棚卸資産購入限度額に対する決算額でございますが、限度額4,002千円に対し、決算額は2,120,738円であります。これは新品メーター、修繕メーターの購入費でございます。

次に、資金収支表は、受入資金、支払資金の状況でございます。これは現金の動きをあらわしたもので、差し引きの651,852,783円は、9ページの流動資産の現金預金でございます。19ページをお願いいたします。

ここは平成25年度の補てん財源説明であります。3ページで御説明しましたように、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額270,126,839円の補てん財源の明細書でございます。

20ページをお願いいたします。

不課税収入明細書で、地方公共団体の企業会計において、補助金や出資金等の特定収入を得ている場合、消費税及び地方消費税の申告時に、仕入控除税額が調整されます。そのために特定収入の用途について記載をいたしております。

次に、21ページから25ページは、収益費用明細書でございます。

26ページから28ページは、資本的収支の明細書でございます。

次に、29ページから30ページは、固定資産明細書で、9ページの貸借対照表で御説明いたしましたとおり、有形、無形固定資産の明細を記載しております。

31ページから36ページは、企業債の明細書でございます。

以上で、平成25年度鹿島市水道事業会計決算認定について説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（松尾勝利君）

それでは、質疑に入りますが、本議案は決算審査特別委員会を設置し、委員会審査を予定しておりますので、あくまで総括的な大綱質疑といたします。質疑ありませんか。11番水頭喜弘議員。

#### ○11番（水頭喜弘君）

総括的なものですので、1点だけお聞きしていきたいと思っております。

水道事業というのは企業経営ですので、やっぱり健全化を図っていかないとはいけません。これは当然のことだと思います。その中で、今いろいろと説明を課長のほうからいただきました。その中で、11ページの附属書類ですね、今、説明は省略されましたけれども、この中をずっと読んでいって見ましたところ、近年、人口の減少などにより、給水人口の減少、これはずっと見られるんじゃないかと思っております。その中で、給配水の状況あたりもですね、かなり戸数あたりも、戸数はですけど、給水人口が減少していると。当然、水道利益も少し減少する、要するに給水人口、給配水の状況によって、この利益のあれも生まれ、また損失も生まれてくるんじゃないかと思っております。

確かに今年度は、今年度というか、この平成25年度の決算では五千何百万円ぐらい出ていますけれども、これがずっと続くとは限らないですね。そういう中で私が聞きたいのは、有収量も減っていると。確かに有収率はわずかであるがふえているというけれども、有収量は

減っている、これは当然のことですよ。

そういう中で、これからの企業会計において果たしてどうかなという思いもします。というのは、例えば、導配水、老朽管の布設、インフラ整備、これもこれからずっと出てきます。そういう中で、ひとつ対策として、電磁流量計の、これずっとかえられてね、また布設替も行われて、毎年1キロメートルですかね、そういう感じで計画的に、この計画で行われていると思うんですけども、そういう中でも、やっぱり有収率がどうしても伸びてこない。全国的な平均から見れば下がっていると。例えば、0.1%上がったとしても、こういう全国の自治体の人口から比べれば下がっていると。どうしても上がってこないということです。設備はいろいろしたと、でもそれが望めないと。これが一つ有収量の減少はともかく、人口の減少、この中で収益も下がるという、こういうパターンになってくるんじゃないかと思えます。

そういうことに関して、これからのこの企業経営において、健全化と言われるけれども、どのような考え方をされているのか。当然、1つ大きな問題があります。この1つは、久保山配水池です。これはかなりのお金がかかっていきます。これもひとつ頭に、視野に入れながら経営をやっつけていかないとはいけませんけど、その点、総合的に考えて、どのように今、水道事業の会計について思われているのか、その点をお聞きいたします。

**○議長（松尾勝利君）**

松本水道課長。

**○水道課長（松本理一郎君）**

お答えします。

まず、質問の趣旨は、今後の水道経営についてということの質問だというふうに考えますが、今、うちの水道事業の現状につきましては、給水戸数は年を追うごとに確かに増加しておりますけれども、給水人口につきましては、行政人口の減少に合わせたような形で、給水人口も平成9年、2万9,166人をピークに毎年減少しております、今年度末におきましては、先ほど申し上げましたが、2万6,802人ということで、もう平成9年度と比べますと、2,364人減少している状況でございます。そういうことからして、この減少の主な理由は、議員申されましたように、人口の減少あるいは住民の方の節水意識の向上、節水機器、家電等の普及によるものというふうに考えておきまして、今後の水道事業の運営についてでございますけれども、近年の給水収益の推移からして、給水量の増加は望めないというふうに考えておきまして、事業計画あるいは投資事業につきましては、すればするほど経営に影響を及ぼしますので、計画に沿って、より一層の効率経営を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

11番水頭喜弘議員。

**○11番（水頭喜弘君）**

課長のほうに、今、答弁がありましたけど、節水意識、これは当然のことです。今、課長が言われたのは給水戸数は確かにふえていますけど、これは核家族化でふえているわけですよ。問題は給水人口です。これが減少することは社会的なもので、これは全国的に当てはまるんじゃないか。特に都会と違って、幾ら人口減少といっても、人口の一極集中から比べればね、それは当然わかります。その中で、今、課長ちょっと触れられたインフラのことです。私も言った。これは当然のことですよ。インフラ整備というのはしていかなければ、老朽管の布設替は定期的に1キロメートルずつしたとしても、これは総延長から比べれば、わずかな、申しわけないけど、わずかな布設替に終わっているんじゃないか。それともう1つは、国道とか、そういうところに対する老朽化はもちろんのことだけど、それに伴う交通量の多い、そういうことに伴う布設替も当然行われてこにゃいけないし、そういうことがインフラ整備の加速化をしていくんじゃないかと私は思っています。そういうことも当然必要、これは頭に入れておきながらも、片一方では人口減少していく、片一方ではインフラ整備はやっていかなきゃいけない。そういう中で、今さっき言いましたけれども、例えば、水源地の電磁流量計ね、これの取りかえですね。これをまた計画的に漏水の対策をされている。そういう中でも、有収率はなかなか望めない。そこのあたりの関連性はどうかと私は思うわけですよ。せっかくこういうふうにして布設、整備とかなんかやったにしても、なかなかこれが追いついてこない。私が今の希望で言った場合にでも、比べた場合に言っているわけですよ。人口の割合からいっても、なかなか追いついてこない。他市の状況もそうかもしれない。でも何で若干低いのかなという感じもします。全国の平均からしても低いです。そういう中で、今からこのことに関して、どのようにされていくのか。これがまた施設整備をして、そして、ある程度の人口減少の中でやった場合には、当然、企業会計ですので響いてきますよね。これ響いてきたら、要するに料金のほうでもやっぱりさわらざるを得ない状況もこれ出てくるんじゃないかと思うんです。でも、市民の皆さんは料金設定には触ってほしくないというのが私も当然のことながら、市民の皆さんもそうじゃないかと思います。そのあたりを鑑みて、どのようにこれから、今、課長の答弁では、少しわかりにくかった点があったので、もう少しちょっと聞いてみましょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

松本水道課長。

**○水道課長（松本理一郎君）**

お答えします。

今後のインフラ整備の考え方ということだと思います。確かに今ですね、決算書の報告にお話ししましたように、今、私どものほうが管理しています固定資産がありますけれども、

決算書にも書いておりますけど、82億円ぐらいの価値が、今現在、4,370,000千円ほどに減少しているということで、半分近くはもう老朽化をしているというふうなことになっております。ということで、管渠で申し上げますと、昭和50年の半ばぐらいから60年ぐらいにかけまして、石綿管というのがございまして、それを大量に水道管の更新工事がされております。そういうことで、それを40年をいたしますと、平成28年度以降に大幅に更新時期を迎えるというふうなうちの場合になります。そういうことで、今、うちの水道事業についても、給水人口は減少し、給水収益も減少しておりますけど、老朽の水道施設の改修対策など、他事業の水道事業体とも同様な問題を抱えておりますけど、水道料金につきましては、今後取り組む国から示されましたアセットマネジメントがございしますが、資産管理がございまして、それに沿ったような形で整備をしますと、今年度の平成26年度の固定資産の資産管理についての整理ができますので、その以後、適正な水道料金のあり方とかというのを検討していかにかいかないというふうなことを考えておりまして、今後の水道経営につきましては、近年の水道給水収益の推移からしまして、給水収益の減少が見込まれ、厳しいものというふうなことを考えておりまして、支出面では、より一層の経営の強化、効率化を図って、経営の基盤強化に努める必要があるということで、今後、老朽管の試算につきましては、計画的に進めていきたいというふうなことを考えております。

**○議長（松尾勝利君）**

11番水頭喜弘議員。

**○11番（水頭喜弘君）**

確かにですね、インフラ整備の中で、今言われた石綿ですね、これから変えていく。以前はですね、そういうふうにして、今、塩ビ管とか言われますけれども、そういうとがなかった。だから、そういうことで耐用年数も割と短かったということも一つの――当時はなかったもので、それはわかります。

課長が言われたアセットマネジメントね、これは私は以前から、こういう提案をしておったわけです。一般質問でも上げていました。こういう中で、適正な水道料金のあり方ね、これをすることによって、要するに市民の皆さんに響いてこないものにするために、どのようにしたらいいのかね。このあたりも考えていかにかいけない、またしていかにかいけない。あくまでも企業会計ですので、こっちと違うあれでね、補填を何でするとか、そういう意味のあれじゃありませんので、考えていかにかいけない厳しいものと思います。そういう中で、これからの経営をやっていかれると思うんですけども、今、課長言われたとおり、私たちが一番してほしくないと思っているのは、水道料金の値上げにつながるような、そういうのじゃなく、努力に努力をして、そこの中でも厳しいときにはやっぱり説明責任をやりながら、これを市民の皆さんの理解を得ていくということが一番の大事な点じゃないかと私は思います。

あと、細々したとあります。これは委員会のほうでお聞きしますので、きょうは総括大綱質疑ですので、この辺で終わりたいと思いますけれども、あとは委員会のほうで——まだいっぱいあります。そういう中で質問をここで細々とやったら大変なことになりますので、大綱で終わりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案されております件で1点だけお尋ねをしたいと思いますのですが、今回の決算の中で、事業で目立つのは、オレンジ海道の配管ですね。お尋ねをしますのは、まず、その配管は、海道しるべができていますが、主たることは、そのために配管をしたのかどうか、まずそのところをお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

お答えします。

今度のオレンジ海道の六次活性化施設のための主に給水のために配水管の新設を行っているというふうにしております。ただ、配水管ですので、沿線に家が張りついたりとかした場合には、当然その配水管から分岐を取り出して給水をしていただくというふうなことにもなります。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

確かにそれまでの間にどなたかがお引きになるとか、家ができてするということはあると思いますが、目的としては一応そういう私が言ったように、海道しるべができたそこに必要なためという理解をしいでいでしょうかね。——はい。じゃあ、そういうことで理解しますが、なぜ私がこういう質問をしたかといいますと、今、水というのはもう言うまでもなく、一番生活に必要なものですね。それで、鹿島市内にまだ上水道の配置とか、それから簡易水道だってできていない地域があるんですね。どういう形でされているか、皆さん方がよく御存じと思いますが、山から水を取り込んで、そして日々の生活にお使いになっているんですね。私もそういう状況はそれなりに把握していたと思いますが、水が枯れて、飲み水もない、風呂にも入れないというような人がいるんですね。飲み水だけは近所からもらうということできるんですが、近所もそういう形の水を使っているから、そう豊かにはもらえないわけですね、そういう現状があるわけですが、果たして市内にどれくらいそういうところ

があるのか。完全に飲料水を取り込む設備がされていないというのが、全市的にどれくらいあるのか、把握がされているのかどうかですね、まずお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

お答えします。

個人の井戸をお持ちの方につきましては、うちのほうではちょっと把握をしておりません。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

これは水道課だけの問題じゃないと思いますがね、行政自体の問題だと思いますが、この件については、やっぱり私は今までそのままにしてきた面もありますが、ぜひ把握をしながら、そしてこの改善をしていかないと、特に山のほうでは、だんだんだんだん住む人がいなくなって、集落がなくなるという現状がありますが、そういうのも原因して、なくなっていくというのがあるんです。例えば、個人で水道をしてみたいということで、お願いをして見積もりをしてもらったら、十数万円かかるということでは言われたというて、おっしゃったんですが、簡単に十数万円といいましても、今、生活できない状況の人が特に山間地、高齢者の方たちに多いわけですよ。そういうのを見ますと、私、かちつきたのは、オレンジ海道の海道するべにも必要でしょうけどね、まだ鹿島市全体に本当に日々の水がなくて苦しんでいらっしゃる人たちが、たくさんと言っていると思いますよね。1人でもいたらだめなんですよね、これはね。だから私は、そういうのにこそ力を尽くすべきだし、鹿島市は、隅々まで本当に水が十分にとれるように設備もしてあるし、手だてがしてあるという、そういうことが必要だと思うんですよね。だから、この辺については、先ほどもおっしゃいました、大綱質疑ですから、次の委員会の中で、具体的にはまた市長にも意見を聞きながら、対策のほうでしていきたいと思いますが、そういう状況ですので、以上で一応終わりにしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

今、御説明をいただいて、今回の決算、見た目は純利益も昨年よりも上がっているということで、よく見える感じがしますが、しかし、内容をよく見ていると、非常に不安になるところがやはりありますね。市民の方も一番気がかりな水道料金というものが、今後、今の状態で続けることができるのか、それとも最悪の場合の値上げというふうになっていくのか。その要因が何かということを考えると、先ほど課長のほうから決算書の説明はいただきました

たが、もう1つ、監査のほうからの意見書の中で、やはり一番気になるのが水道料金の原価について、これがやはり一番気になります。この給水をする場合の原価ですね、これが2年前からずっと上がっています。供給の単価というのはほとんど変わらない。そう考えると、やはり収益率はもう2年前の10ポイント以上落ちている。これはもう1立方メートル当たりのそういうふうな金額になるわけですが、給水人口の減少だけではなく、何かしらこれはやはり要因があるんだろうと思います。給水原価が、その収益が落ちた理由としては、新たな公営企業の会計制度への移行に伴う支援業務委託料が必要になったことなどを上げていらっしゃるんですが、ここに監査のほうからは上げてあるわけですが、しかし、こうやって毎年毎年販売収益が落ちてくるというところは、どういうふうに今後、この対応をしていこうと担当課のほうで思っているのか、御意見を聞かせていただいでよろしいでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

松本水道課長。

**○水道課長（松本理一郎君）**

今後の水道事業の経営のあり方ということだと思います。先ほども水頭議員のほうの質問にもお答えしましたとおり、今後、経営につきましては、今の近年の水道収益の減少、給水人口の減少、給水収益の減少ということになっておりまして、うちばかりの問題じゃございませんけれども、支出面につきましては、こういう収益の減少に伴って、一方では支出面につきましては、なお一層の経営の効率化を図って、経営の基盤強化を図る必要があるというふうなことで、無駄なお金の支出というのは極力抑えるということで、私どもとしましては、今、考えております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

7番伊東茂議員。

**○7番（伊東 茂君）**

ありがとうございます。もちろん経営基盤の強化、これは取り組んでいただく必要があるでしょう。その内容をどういうふうにやっていくかというのが特別委員会のお聞きをするとして、やはり相当なこれは計画を立てていかないと、非常にこれは不安な数値が出ていることは確かだろうと思っております。

それと、その件については、細かいところは特別委員会でお聞きをするとして、もう1つ、毎年、いろんな議員の方からもお話を受けていると思いますが、現在の料金体系、もちろんこれだけ高齢化が進んでいきますと、夫婦2人で住んでいらっしゃる方、もしくは1人で住んでいらっしゃる方、そういう方が多くなってきて、水道料金の今、最低基準額、ここをもう少し細分化する必要があるんじゃないかという御提案は議会からも再三行ってきております。その件について、この平成25年度決算を出されるまでの間に検討をされたこと



はありますか。

○議長（松尾勝利君）

松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

お答えします。

基本料金の細分化ということで、以前にも松尾征子議員のほうからも質問されておりまして、その検討ということは過去にはございました。最近につきましては、細分化ということは、改まった検討はしておりませんが、そのまず細分化ということで、試算だけはしております。そういうことで、資料はちょっとつくっておりますけれども、後でお示しをしたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

試算はしているということで、後で資料はいただきましょう。それでいいです。ただ、これを細分化したら、手間はやはり水道課の職員の皆さん、かかると思うんですよ。しかし、サービス向上、それと、今後ますます、もちろん少子化対策、そういうふうな人口減少対策は加えていくわけですが、それが目に見えてくるのは、ある程度先のことになるでしょうから、やはり高齢化はそのまま進むという、そういう時代があと10年以上は続くかもわかりません。そう考える場合は、やはり鹿島市が先駆けて料金の細分化をする必要があるかもわかりませんので、そこのあたりはまた頭の中に入れていただき、課内でも検討をしていただきたいと思っております。そのほかたくさんございますので、水頭議員ではありませんが、特別委員会のときに、じっくり持ち時間等もフルに利用して質問させていただきます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

質問をいたします。

先ほどから課長のほうの答弁があっておりますが、経営状況その他についてあります。非常に経済的な状況とか地方におけるさまざまな状況ありますね、少子化含めて。そういう中で、僕は例年、質問をしていることがあります。それは1つは、それに伴って、やはり水道の事業にかかわっている建設業者の方たちのこれからの見通しというものについて、僕は非常に危惧を実はしております。将来、大型工事も出てくるかもしれませんが、そのときの準備といたしますか、あるいは先ほどから不動産鑑定士含めてですね、法令遵守という問題も今、

行政所掌の中でされているわけですね。そういう中で、水道事業に携わる業者の皆さんの法令遵守という問題、この辺についてお聞きをしておきたいと思います。

というのは、不動産鑑定士の問題が出てから、非常に役所の中でも気を使っておられる。特に建設コンサルタントの関係については、非常に資格を持たない人たちがぞろぞろ出てきて、なかなか整理がつかないというようなこともあるようでございますので、私は今回は水道事業でございますから、水道事業の許可というものと、鹿島市の発注する業種と、実際、許可を得られないで仕事ができる範囲、それぞれ分かれてくると思うんですよね。というのは、具体的に言いますと、許可は土木一式なのか、建築一式なのか、水道工事なのか、これは専門工事になりますね。と管工事、この4つの場合が考えられると思うんですよね。そういう場合に、市として発注する場合に、きちっとした仕分けをして、そして発注されておるのかどうかをまずお聞きをしておきたいと思います。工事規模によっては、そういうふうに4つに分かれると思うんですが、どのように考えていますか。

**○議長（松尾勝利君）**

松本水道課長。

**○水道課長（松本理一郎君）**

お答えします。

平成25年度におきましては、工事につきましては、主に水道施設工事について、許可業種の方、市内業者の方を優先して指名、そして入札を優先的にしているところでございます。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

13番中西裕司議員。

**○13番（中西裕司君）**

わかりました。それで、水道工事と管工事という問題ありますね。特に建設業の場合は、業種別に有資格という経営事項の審査を受けてまいりますので、施工高が年間少ない場合には、水道工事なのか、管工事なのか、あるいは土木一式に分けた方がいいのかというのが、非常に業者の方は作成する場合に迷います。したがって、管工事を許可をとったほうがいいのか、水道工事の許可をとったほうがいいのかということについて、2つに分けたら非常に能力が落ちますよね、お互いの能力が落ちるので、どちらかにしたいということでもあります。そういう場合を救うために、建設業の許可の業種、それに鹿島市が発注する場合の仕事の分類、いわゆるさっき課長は水道工事だと言われたけれども、じゃあ、管工事の許可を得ている人には、何ら仕事が行かないということになるので、私は許可をもらっているのは、どちらでもいいけども、鹿島市の発注の考え方は、水道工事でも管工事でも両方どちらかとおっても、発注の機会あるいは受注の機会がありますよという考え方が僕は今後必要になるだろうと思っているわけですね。確かにはっきり言えば、水道も管工事も違いますね。ある

いは大きな土木工事の中に水道工事が入ってくる可能性もある。それはうちの場合は恐らく関係ないだろうと。ただ、今度の久保山の浄水場の問題なんかになると、大規模になるので、土木的な要素も強くなると。単に管を埋めるだけとか、配水管を埋めるだけという問題ではないという気もするので、そのように小規模の水道工事もあるわけですから、管工事を含めた形での発注の考え方ができないかどうか、お聞きをしておきます。

○議長（松尾勝利君）

松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

お答えします。

まず、事業の工事の積算設計をする場合において、まず、どの工事になるのかということになってくると思います。平成25年度の決算の工事の件数からしまして、ほとんどが主に水道施設工事ということで発注をいたしておりますけれども、今後、議員が申されますように、配水池の計画がございますけど、それが場合によっては土木工事もなってくるしということになると、土木一式工事というふうなことで、その都度その都度、工種を検討しまして、工事の発注になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

できれば、建設業の許可の場合、うちの発注の場合、実際の実態たいね、今の市内の業者の皆さんの実態、これをやっぱり3つの形の対照表というかな、対照を見ていって、地元主導型で仕事をするということが原則になっていますから、やはり将来においても、万が一のことを考えたならば、そういう技術者を育成するという大きな役所の役割もあるわけですよ。単に仕事を出して、それでもうけた、損したという問題だけではないと。将来における技術者育成という問題はあるということになりますので、その3つの場面を対照表をきちっとつくって、そして工事の種類によって、あるいは規模によって、やはり適正な業者選択をしてほしいというふうに思います。

あともう1つは、業者間の問題ですね、今、日曜、祭日含めて、昔は当番制とかいうのがあって、何かあったら市民も市報を見て、担当のところに電話するとかいうふうなこともしていたわけですが、現在はそのようなことはどうですか、しっかりした形で行政とそういう組合含めた形の業者の皆さんたちとのつながりといいますか、そういうのはしっかりしているでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

お答えします。

土、日、祭日の緊急の漏水工事ということで、市内業者さん、あるいは管工事組合10社さんございますけど、本管の漏水につきましては、鹿島市管工事協同組合のほうと契約をいたしまして、それと、各個人さんの宅内の漏水工事につきましては、市内業者さんの指定給水工事業者さんでございますけど、その方と契約を個々に結びまして、主に管工事組合、市内業者さんとはスムーズにいつているところということで理解をしております。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

原則そういうふうな運営をされておるということで安心をすると。いわゆる市民にとっては、そういうハードのことも含めて、ソフトの面での充実がないと、やはり安心してこのまちには住めないということになりますので、そういう仕掛けと申しますか、制度的な保障と申しますか、そういうものをいろんな場面でしっかりしてほしいというふうに希望しておきたいと思います。

コンサル関係で、水道事業のコンサルタントを含めて、またさまざまなことで今されておるようです。あるいは財務規則あたりも何か変更されたというふうなこともあって、それぞれ取り扱いが違ってくるんじゃないかなと思いますので、いわゆる適性を考えるということ業者の方にもですね。特にコンサルタント関係は、技術手法含めて資格関係が細かく分かれていますので、なかなかそれが全て市内の業者であるというふうには思っておりません。特に水道事業については、コンサルについては、多分いらっしゃらないじゃないかというふうに思ったりもしているんですね。そういう意味では、いわゆる市内の技術者を育成する、あるいは企業を育成するという立場に立ってですね、大概分にせろということじゃないんですけれども、それなりの法令遵守をもって、業者にその資格がなければ資格を取ってくださいというふうな指導も含めて、今後取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。1番中村和典議員。

○1番（中村和典君）

先ほど課長からの説明の中で、触れられなかった部分について御質問をいたしたいと思えます。

まず、水道料金の収納方法の中の口座振替と現金納付の割合についてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（松尾勝利君）

松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

申しわけありません。ちょっと資料をお持ちしておりませんので、特別委員会の折に資料をお示しできると思います。済みません。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村和典議員。

○1 番（中村和典君）

はい、わかりました。

それでは、関連でございますので、これも今わからなかったら特別委員会の席で結構でございますので、質問だけいたしておきます。

現金納付の世帯の中で、先ほども出ておりますように、老人夫婦あるいは独居老人世帯、どうしても指定された金融機関、あるいはコンビニ、水道庁舎の窓口と、そういったところに納付に行けない方についての特別の対策があったら教えていただきたいと思います。

今、これを申し上げますのは、高齢者をめぐるいろんな詐欺事件が全国的に多発をいたしております。特にこういった集金業務というのは、身分証明証、そういったものは持っておられますが、受益者側の老人世帯の方たちが非常に敏感になっておられますので、そこら辺の対策についても、今後もう少し対策を練り直した方がいいんじゃないかなろうかというふうな感じを持っております。そういったことで、いろんな対策の方法があれば、委員会の中で結構ですので、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松尾勝利君）

答弁要りますか、委員会の中でよろしいですか。

ほかに。15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

1つだけお尋ねいたします。大綱質疑になるかならんか判断できませんけど、きょう、下水道関係、また都市建設関係、かかわりありますので、お尋ねをいたします。

というのは、都市建設のほうで、市道の舗装整備については、計画的にきれいにできているんだというふうな思いで私はおります。その中で、このごろですね、市道の舗装が済んだら水道工事が入って、その後の舗装関係で、どうしても傷みが出ている。これは上水ばかりじゃなくて、下水のほうも関係あるかと思いましたので、お尋ねをするわけですけど、先ほど水頭議員の質問の答弁で、40年を経過する更新工事が平成28年からというふうなこともありましたから、できれば市道の舗装と水道工事の更新工事あたりを計画的に対応してもらわんと、工事があった後、舗装したばかりに水道工事が入ったばいというふうなことがないようにしてもらわんといかんとじゃなかならうかなというふうなことです。

というのは、このごろ市民の声で、私も歩いてみたら、普通の草履を履いたら、こま

の剣が立ったような砂利が立っているわけですよ、舗装してありますから。普通のバラストでしたら、石のほうがよくてくるっけん、そがんまで痛うなかですけど、下に、剣が立ったような形で砂利がありますから、そういうことで、子供がつまずいたら頭つつぽがすばいというような状況になっている市道もある。それは水道工事との関係ですよというふうなこともあったもんですからですね。できればそういうふうなことで、上下水道工事更新というのは、今から先かなり出てくるんじゃないかなろうかと思えますから、その点の都市建設課との連携をとりながら対応をしてもらおうということが必要じゃないかなろうかと思えますので、その点、お願いを兼ねて質問をいたしたいと思えます。

○議長（松尾勝利君）

松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

お答えします。

まず、水道工事の場合、実施計画等に計上する場合には、やはりうち単独とする工事もあるれば、他事業関連下水道工事もあるし、市道の全面舗装的な工事に関連した工事もあるということで、基本的には、やはり他事業がする場合においては、うちもあわせたような形でしておりまして、下水道管が埋設された。それで水道管も埋設するというように、最終的には一緒に舗装をあわせたような形で舗装するというようなことで、基本的にはそういうふうなことで考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

ぜひ連携をとって経費節減のためにも対応してもらいたいと思えますし、利用交通車両の種類によっても、舗装の減耗というところですか、かなり大型ばかり通るといふようなところは、普通乗用車の10倍ぐらい舗装はそずっですよとかですね、そういうふうなこともあるようですから、やはり田舎では2トン車が積載オーバーじゃなかですけど、荷をいっぱい積んで頻繁に通るような市道は、やはりそういうふうな減耗ということもあろうかと思えますから、都市建設課との連携とっていただいて、経営をうまくやってもらおうということをお願いして終わりたいと思えます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はこの程度にとどめ、お諮りいたします。ただいま審議中の議案第33号は、委員会条

例第6条の規定によりまして、決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第33号は、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りします。ただいま設置をされました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、中村和典議員、中村一堯議員、稲富雅和議員、勝屋弘貞議員、竹下勇議員、角田一美議員、伊東茂議員、光武学議員、福井正議員、水頭喜弘議員、橋爪敏議員、中西裕司議員、松尾征子議員、以上13名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないもの認めます。よって、ただいま指名をいたしました13名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

ここで決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩します。

午前11時30分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催をされました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に中西裕司委員、副委員長に光武学委員、以上のとおり決定をいたしました。

### 日程第3 議案第34号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3. 議案第34号 鹿島市民交流プラザ条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

それでは、議案第34号 鹿島市民交流プラザ条例の制定について御説明いたします。

議案書は3ページから、議案説明資料は1ページからとなります。

まず、提案理由は、公の施設として鹿島市民交流プラザを設置するに当たり必要な事項を定めたいので、この案を提出するものでございます。

まず、議案説明資料で条例の制定に当たり施設の概要を説明いたしますので、説明資料の3ページをごらんください。

1 番目の鹿島市民交流プラザの考え方でございますが、この施設が持つ老人福祉センターや子育て支援センターなどさまざまな施設機能を、利用者を限定せず、より多くの皆さんが利用できる運営形態とするというものでございます。

参考としまして、下のほうに各施設との関係をイメージ図として示しておりますが、子育て支援センターやすこやか教室、老人福祉センター各事務室が、それぞれ異なる円ではなく、施設や機能が相互に利用、連携することで、幅広い年代、地域などの交流が盛んになり、にぎわいづくりにつながるものと考えております。

さらに、利用者の満足度を高めるために、2 番目のところですが、利用受け付け等については、3 階総合案内を窓口として一本化し、ワンストップ化を図ります。

3 番目の使用料は、キッチンスタジオ（調理実習室）ですとか浴室、トレーニングルーム（機能回復訓練室）ですが、交流人口の増加を図るため、市内外問わず同一料金とし、それ以外は原則無料としています。

なお、4 番目の施行期日は、条例公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日としており、現在、10月下旬から11月上旬で調整をしているところでございます。

次に、資料4 ページ、5 ページをお開きください。

これは施設の配置図で、4 階部分には、就学前の心身障害者通園施設でありますすこやか教室、子育て家庭に対する相談や育成支援を行う子育て支援センター、ゆめさが大学等の授業や研修、会議等を行う多目的室、ふれあいひろばやギャラリー、談話コーナー、屋外のちびっこひろば、また、災害時には市民交流プラザが避難所としての機能を有するため、災害時備蓄倉庫等がございます。

5 ページの3 階部分ですが、老人福祉センターとしての機能を持つ集会室、機能回復訓練室、浴室、教養娯楽室、それから、調理実習室、大小会議室、学習室、それに各団体の事務室がございます。

続きまして、条例について条文の説明をいたします。

議案書の4 ページをお開きください。

まず、第1 条、設置に関する規定で、「子育て支援、福祉の充実及び生きがいがいづくり活動の推進を図るとともに、市民が憩い、集える交流の場を提供することにより、にぎわいあふれるまちづくりの推進に寄与することを目的として、鹿島市民交流プラザを設置する。」としております。

第2 条、位置は鹿島市大字高津原4326番地1 に置きます。

第3 条、事業は施設の事業だけでなく、交流、連携事業なども行うことで、市民交流プラザの設置目的が効果的に達成できるような事業展開を行ってまいります。

第4 条、第5 条は管理運営及び職員に関する規定で、市長が管理運営を行い、必要な職員



を置くこととしております。

第6条、開館時間は午前9時から午後10時までとしております。

第7条、休館日は12月29日から1月3日まででございます。

5ページをごらんください。

第8条から第10条までは使用の許可や制限に関する規定です。

第11条、使用料は、8ページの別表第1になりますが、キッチンスタジオが9時から夕方6時までが1時間当たり840円、6時以降は1,050円、これはエイブルの調理実習室に準じて設定しております。浴室は1人1回100円、トレーニングルームは1人1回200円、それ以外は原則無料としております。

ページ戻りまして、5ページの第12条は使用料の不還付に関する規定で、既に納付された使用料は原則還付しないこととしております。

6ページをお開きください。

第13条は減免に関する規定でございます。

第14条から第17条は使用許可の取り消し、原状回復義務、損害賠償に関する規定でございます。

第18条は入場制限に関する規定でございます。

7ページをごらんください。

第19条は立入検査に関する規定、第20条は第1条に規定する目的外の使用の場合は行政財産使用料条例の目的外使用に準じて、面積に応じ、8ページの別表第2に規定する使用料を徴収するものでございます。

第21条、このほか必要な事項は、規則で定めることとしております。

次に、附則で、施行期日は、先ほど御説明しましたように、条例を公布した日から起算して1カ月を超えない範囲内において別途施行期日を定める規則におきまして定めることとしております。

また、条例制定に伴い関係条例の整備が必要になりますので、附則におきまして、鹿島市行政財産使用料条例、鹿島市立公民館設置条例、鹿島市老人福祉センター条例、鹿島市心身障害児通園施設設置条例について所要の改正を行っております。

これにつきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、恐れ入りますが、議案説明資料のほうの1ページをごらんください。

まず、鹿島市行政財産使用料条例の一部改正では、市民交流プラザの整備に伴いまして、目的外使用料の額を定めることによる整備。

鹿島市立公民館設置条例の一部改正は位置の変更。

2ページの鹿島市老人福祉センター条例の一部改正も位置の変更。そして、使用料につきましては市民交流プラザ条例で規定しますので、削除をしております。

鹿島市中心身障害児通園施設設置条例の一部改正、いわゆるすこやか教室、これも位置の変更でございます。

以上、鹿島市民交流プラザ条例の制定について御説明いたしました。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

ただいま議案第34号の審議中ですが、午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時49分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定されておりますので、議案第34号に直接関係する大綱質疑をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

13番議員の中西です。質問をいたします。

今回の市民交流プラザについては、私は当初の計画そのものから反対をしまして。今回、建設工事が始まって、中の運用の問題があるようでございますが、実は障害児施設を持ってくるというようなことございまして、私自身、この議論を始めたときから、そんな4階に何で持ってくるのかという根本的なお話をしているのを前提にお聞きしていきます。

まず第1点なんです。今、障害者とか、そういう場合に障害の「害」を平仮名で書く、漢字の害するの「害」ではなくて平仮名で書くということが、今、全国的に見直しがっております。今回、附則の中にも、変えるのは、単に住所を福祉会館の住所からピオのほうの住所に変えただけと。中身については、そういうことは気がつかない。本来ならば、この機会にそういうものを全てチェックすることによって、新しい市民交流プラザの目的ができると思います。魂がないじゃないですか。単に縦割り社会の中で、縦割り行政の中でしているだけの話じゃないですか。もっと肝に銘じてやられたらどうですか。

そのことについて、現在、障害の「害」をマスコミを含めて平仮名にしております。漢字ではありません。今回、附則にも、旧来の条例をそのまま附則にするということございまして、その件についての議論があったのかどうか。今回の施設はゼロからスタートすることではなかったのか。本来ならば、さまざまな法令を含めて、この際、整理をしていくという行政のあり方、行政の姿勢、それが問われているわけですよ。余りにも簡単過ぎると思いますが、いかが思われますか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

確かに今度の条例改正の中で、心身障害児通園施設設置条例の障害の「害」の字が通常のままということでございます。この「害」の漢字を平仮名に改めるとするのは内部のほうでもいろいろ検討しておるところでございますけれども、ほかの計画書、障害児の計画書とか、そういったものもあわせて、この「害」の字を平仮名に変えるというのは、その都度変える方法と全部一括してまとめて変える方法と、それぞれあるかと思います。一部変更をして残りはどうなのかということになりますと、また議論がありますので、そこは一体的に変更するというような考え方をやっていこうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

今のような答弁はバラ色なんですね。バラ色なんです。僕から言わせれば、それは後づけをした理屈ですね。本来ならば、そういう施設をつくるというのは1年前からの議論になっているわけでしょう。じゃ、看板は立てるんですか、立てないんですか。あるいは館内のいろんな案内板とか、そういうものについてはどの字を使うんですか。条例に載っているから、条例の言葉しか使えなくなるでしょうね。そういうことを含めて考えるのが行政の役割でしょう。今の答弁だと、何かしっくりしないものがありますね。だから、最初のスタートから福祉関係の人とそれを進めていく企画、総務の方たちの意見がしっくりいっていないわけですよ、最初から。そういうのが見え隠れしますね。それで、現在に至っているということになります。

看板の表示とかその他についてはどのようにしますか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

看板の表示については、ここの通称がすこやか教室となっておりますので、このすこやか教室というのを看板に表示したいと考えております。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

この法令の問題について、じゃ、これからの呼び名について、いろんな団体等を含めて会合を持ったことがありますか。それはすこやか教室であれ何であれ、それはそれでいいんだ

けれども、じゃ、全てそれにしますか。どこに看板をつけるかわからないけれども、どこに  
どういうふうにするかよくわからないけれども。その指示は、どこに看板をつけるなんて  
ことはないから。それで第三者はわかりますかね、そういう表示だけで。

だから、そこに担当なり事務方の魂がないわけですよ。じゃ、その団体とはそういうお話  
をしたことありますか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

このすこやか教室というのは市の直営でやっている施設でございますので、そこに配置さ  
れている職員は嘱託職員、日々雇用職員ですけれども、そういった実際に事業を実施してい  
る職員と話をして、今現在でもこのすこやか教室というのは老人福祉センターの2階で実施  
しておりますので、その場所を移すということでの調整をずっとやってきているところで  
ございます。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

そうすると、すこやか教室だからいいんだと。条例の障害の「害」の字を平仮名にすると  
かいうことは、今の段階では考えていないと。あるときを見て、ある時点をもって一斉に変  
えるというような考え方のようなですね。だから、そこに僕は本当にやる気があるのか、本当  
に障害者の皆さんのことを考えているのかという疑問を感じるわけですよ。そういうのが  
私としては非常に気になります。

今後の考え方ですけど、平仮名にしたほうがいいんですかね、それとも、そのままいく  
んですかね。ちょっと考え方、決意を言ってくれますか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

条例名については、ほかの用語の影響がある部分もございます。障害と書いてある計画書  
等がずっとありますので、先ほど申しましたように、そういったものと含めて一括して改定  
をする必要があると思いますので、その時点で一括して変更しますので、今回はこのままで  
いかせていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

そうすると、一括してある時期をもって訂正するという事なただけけれども、普通、事務屋の責任でしょうというような人も市民の中にはいますから、副市長にお考えを聞きたいと思えます。

そういう法令の改定とかいうものについては、今までどのようなことで処理をされておられますか。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

お答えいたします。

この障害の「害」の平仮名の利用につきましては、これは思い出しますと、第四次総合計画策定のときに議論になったかと思えます。それで、「害」という漢字で書いた場合は、いろんな団体のほうから何か我々が人に害を与えているような印象があるから平仮名にしてほしいというような要望が、これは鹿島市に限らず全国の自治体にそういうことで問題提起がされまして、鹿島市についても検討をしてきたところでございます。

それで、鹿島市につきましては、文章上の中身の障害の「害」については平仮名というように、団体名とかを指す場合は漢字ということで、漢字を使っている団体もありますので、そういう場合は漢字を使うというようなことで、文章上の障害の「害」は平仮名、それで、団体とか組織を指す場合は漢字を使うというようなことで、これは法律がどうなっているかということで、法律も全て平仮名になっているわけではございませんので、法律が漢字を使っていれば下部の条例、規則等についても漢字を使うというようなことで使い分けをしているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

何か僕は単なる名称の問題を言っているようなイメージになりますけれども、これは行政のやる気の問題を僕は聞いているわけですね。今度の市民交流プラザの条例をつくった。その中には、お年寄りや子供たちが入ってくる、あるいは障害児の皆さんも入ってくる、そういう施設なわけですよ。それを運営していくための条例をつくったということですね。だから、もっともっとそういう意味では議論をしてほしいと思えますね。私は平仮名にせろと言っていますよ。平仮名にしない今回の管理条例について、僕は反対をします。訂正がない以上、僕は反対をしていきます。それは気持ちの問題だからですよ。単に条例で漢字の「害」だ、平仮名の「がい」だという問題ではない。その持つ意味をみんなで考えようじゃありませんか、市民とともに。そうしないと、鹿島を好きになること、将来、鹿島に住んで

みたいと思うこと、そういう気持ちがなくなるじゃないですか。副市長は法令の問題を言うけれども、うちは条例でしょう。法律上の引用をするときには、それはやむを得ない。でも、条例策定については、「害」が平仮名になってもいいじゃないですか。そのように、皆さんの頭の中の構造が官僚的になっているんですよ。市民目線ではない。

鹿島市が手本を示す、あるいは先駆けて物事をやっていく、それが鹿島のすばらしいところにつながっていくじゃないですか。そして、今、住んでいる人が今後も住み続けていきたい、ピオを利用する、あるいは今回の施設を利用していきたい、そのように思うわけでしょう。そういうのにはなから、つくったはいいけど、運用の面で魂がなければ、どうして市民から慕われる施設になりますか。それが僕は大事だと思っているんです。

改めて、関係するところだけ、とりあえずは条例を今議会に変えるという気持ちはありませんか。

○議長（松尾勝利君）

中村市民部長。

○市民部長（中村博之君）

障害の「害」の字につきましては、ある一定の期間、めどを立てまして、全体を見直したいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

そういう心構えで今後は取り組んでいただきたいというふうに思います。

今回の規定は、とにかく内部の施設とか仕様の問題とかいうのが中身に入っております。今回、気になっているのは、例えば、建設工事をするにおいても、周辺の市民の皆さんへの伝達といいますか、情報とか、そういうのが僕はまだ不十分だったのではないかなというふうに思っています。

今回、建物の周りにどういうものを附属して、物を置いていくかという問題があります。それについては、恐らく鹿島市が責任を持たなきゃいかん施設だろうというふうに思うわけですね。そういうものに対しては、今回、何もうたっていない。とにかく自分のところの、鹿島市だけの施設の中身について問題にしているけれども、私はやはり周辺とのですね、今まではみんな塞いでありました。今度はいろんなものが見えるのかな。そういうものを含めて、周辺の状況が変わります。そういうものを含めて、協議を早目にしておいてほしい。自分たちのやるものだけは今回で終わりかもしれんけれども、それに基づく周辺の皆さんとの協議も十分進めておいてほしいというふうに希望をして、終わります。

とにかく、鹿島市に住みたいとかさ、ずっとこのまま鹿島にいたいな、暮らしたいな、そ

れは誰がつくるんですか。まず、一義的には行政の役割ですよ。それが今度のこういうときに見えてくるわけじゃないですか。少子化対策もしなきゃいかん、何も対策をしなきゃいかん、あるいは地方創生もしなきゃいかん。今度、一般質問でやりますが、そういうことも含めて、もっと気持ちを入れて仕事をしてほしい。議会もそのつもりで——議会もじゃなかった。議員も、私もそのつもりで将来の子供たちのためには、あるいは障害者の皆さんのためにも、そういう住んでいてよかった、よそに行かんでも、このまちにおるぎいろんな利便性もあるじゃないのと、間違った考え方もしていないねということが、私はこの鹿島市が誇れるまちになると思いますので、以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありますか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番です。市民交流プラザにつきましては、当初からいろんな問題がありましたし、その後も問題があり、まだ解決されていない問題もいろいろありますので、このことについては私もまだ十分に納得はしていないわけですが、今、出されております条例の中でちょっとお尋ねをしておきたいなと思うのがありますので、お尋ねをしたいと思います。

まず、第5条、職員の問題で、「交流プラザに、必要な職員を置く。」ということで載っておりますが、大体全体的に何名の職員を考えられているんですか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

市民交流プラザに配置する職員は、現在、考えておりますのが、正規の職員を1人、嘱託職員を2名、それから、日々雇用の交代制ですけれども、4名を配置しようと考えております。日々雇用は2名ずつで、昼間と夜間と交代制ということになります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

あれだけの施設で、これだけの人員で事足りるのかなと思いますが、これはほかのいろんなところについてはまた別ということに理解すべきなんではないでしょうか。その辺について。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

この市民交流プラザ3階、4階部分の全体の管理を先ほど申しました正規の職員と嘱託職員2名、日々雇用職員の4名で管理しますけれども、そのほかにも子育て支援センターとかすこやか教室とか、それから、社会福祉協議会とか各団体に配置される職員さんがいらっしゃいますので、市民交流プラザ全体の管理運営、総合案内を含めて、そこをやるということですので、この人数で足りるというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

全体を把握するのがこれだけということだと、それぞれで職員がつくと思いますが、そういうのを全部含めるとどれくらいの規模になるんですか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

常駐の職員、これは市民交流プラザ、子育て支援センター、すこやか教室、社協、公民館、ゆめさが大学、老人クラブの職員数全体でいきますと、31名になります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

お尋ねしますが、今回、向こうに移るとして、向こうに移る分で今までこっちにいた人たちの職員数と、もちろん日々雇用もあると思いますが、どれくらい差が出てくるんですか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

今現在ある各団体の人数は増加しませんけれども、うちのほうの市民交流プラザというのは新たに配置される職員ですので、5名はふえ、その後、子育て支援センターが事業を拡大しますので、そこで3名ほどふえますので、8名は職員が増加すると考えております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今までより8名増加するということですが、その8名については、今いる全体的な職員の中から異動させるのか、それとも、新たに雇用という形で8名の増加をするのか、その辺は



どうなんですか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

正規の職員につきましては、今現在、2名を配置させる予定ですので、その2名については現行の職員で対応したいと思っております。残りの日々雇用と嘱託職員については、新たに採用、雇用をする予定でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

新たな採用ということですが、それについてはどういうふうな形で採用をされるのか。公募、それから、職安に委託するとかいろいろあると思いますが、そして、いつの時点からそれは取り組まれるのか、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

この新たに雇用する嘱託員と日々雇用職員については既に公募を行っておりまして、採用の試験も行っております。10月1日から雇用を予定して、配置する予定であります。

10月1日からの作業としましては、引っ越し作業、それから、研修ですね、そういったことを実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

この市民交流プラザが現実的に動き出すということになりますと、ずっと職員はいると思いますが、今のお答えでは嘱託職員だとか日々雇用とかいうのが多いわけです。この件についてはほかのことでいろいろありましたが、結局、日々雇用だとか嘱託となりますと、確かに今、仕事がないですから、短期間であって何であって仕事につきたいという希望はありますよね。しかし、そういう状況でばかりの雇用ということになりますと、生活の設計というのが立たないとか、ただ単に主婦の余暇を利用しての仕事やないわけですからね。

だから、どうせそういうことになるなら、日々雇用とか嘱託という形やなくて、仕事というのは同じにせんといかん、それ以上にせんといかんというのがありますから、これを機会

に常勤としての採用をふやしていくということだって私は考えていく必要があると思うんですよね。今、本当に不安定な日々雇用、それから嘱託、これは市役所だけじゃありません。これは国の流れでもあります、そういうことで不安定な生活をなさっている人たちというのは非常に多いわけですよね。だから、そういう状況の中ですから、市役所こそ、それにタッチするところこそ、率先してそういうのを改善していくという立場に立って、こういうものができてきているわけですから、そういう形での取り組みというのは考えられないのでしょうかね。これは市長か副市長のほうがいいんですかね、それとも、総務部長でもいいですがね、その辺についてお答えいただければと思います。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

職員の身分というようなことでのお尋ねですけど、鹿島市につきましては、松尾議員は常日ごろから正規職員をふやしていけると、市役所は市民の雇用の場の確保に努めろというようなことで、以前よりそういう指摘を鹿島市のほうにいただいております。

今回は、今、大代課長のほうが御説明をいたしましたように、正規職員2名と、そして、ほかは嘱託職員、日々雇用職員の配置ということでございまして、松尾議員の言われることはわかりますけど、ほかの部署との兼ね合いもございまして、職員を現在減らしている状況の中で、そして、嘱託職員がふえているところもあります。これは財政的なことで、財政もちょっと見直している時期でもございましたので、市民交流プラザをそういう形で今検討しろというのは、ちょっと私どもはそれはできないということで御了承いただきたいと思いません。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いろんな事情のあることはわかりますよね。それでなくとも、今、市の職員不足の中でいろんな問題もあるわけですからね。どうですか、今、この事業については当初から、これだけ市民のいろんな疑問とか反対がある中で、ごり押しでやってきたわけですよ。そんなら、そういうところだって改善しようと思えばやれないことはないわけですよ。特に今、雇用の問題は大きな問題になっていますからね。ほかのところがどうであろうと、ここからまた第一歩が始まるんだぞと、いろいろ言いよったけど、一人でもちゃんとした仕事につける人が出てきたとか、そういうのが一つずつでも改善されていくと。何かいいことが一つぐらいないとね。

本当にこれから先の市民の皆さんの暮らしはまだ落ち込んできますよ。今、もう本当——いろいろ言うと長くなるので、やめましょうね。子供を抱えた、これからまた子供の問題が

出ますけど。とにかくそういう状況ですからね、今はそういうことをおっしゃっていますが、ぜひそういう形で考えてもらいたいと思うんです。今回、一般質問でも雇用の問題もちょっと出してありますから、そこでも触れられると思いますので、後でしたいと思いますが、私はそう思います。一人でも多くの常勤の方を雇っていただくということをお願いしたいと思います。

次、3ページです。

3ページの中に使用許可の制限というのがありますね。これはどこの施設をするときにもありますが、その第3号の中に「特定の政治的若しくは宗教的活動に利用し、又はそのおそれがあるとき。」ということで制限にかかりますが、まず、政治的というのは、どれくらいのところまで政治的というのは出てくるんですか、制限されるんですか。お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

この政治的、宗教的というのは、特定の政治団体、特定の宗教団体にかかわるものを制限しておりますので、不特定多数の者を対象にした政治、宗教については制限をかけておりません。特定ですので、ある特定の政治団体、特定の宗教団体は制限をかけるということでございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ちょっとわからない。じゃ、わかりやすく言いますが、御存じのように、私は共産党に所属をしていますね。例えば、私がここの会議室を借りて内部の会議をしようというときに、会議室を貸してくださいと申請を出すと思いますね。私たちはいろんな形で、外部を入れるときもあります、多いときには100人でも集まって学習会をしたりなんていうのもありますが、そういうときに申請を出したときには、それはだめだよというんですか、それとも、内部だけの催しといいますか、共産党員だって鹿島市民ですからね。自民党員だって鹿島市民、公明党員だってみんな鹿島市民です。市民が利用するわけです。税金も払っていないわけではありません。そういうのに対して制限がされるのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中村市民部長。

○市民部長（中村博之君）

対象をですね、来られる方、来ていただく方、集める範囲といいますか、そういう方を限定、例えばの例ですけれども、共産党の研修会をされるとしますね。それを党員さんだけと

いう形ではなく、ほかに広く一般にも呼びかけますよと、そういった門戸を開くといいですか、そういう形ですと、これは目的外使用になりますので、有料になりますけれども、そういう形での許可はできます。これは県の公民館連合会のハンドブックのほうにもありまして、政治的、宗教的であるが特定でないもの、広く市民に開かれて実施されるもの、それについては、そういうことを判断の基準にしております。

以上です。（「市民に広くするのについては何て」と呼ぶ者あり）についてはですね……（「よかて」と呼ぶ者あり）はい、そういうものは。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

具体的に聞いたほうがいいですね。例えば、私たちが市民の人に呼びかけて、今、政党を出していますから、主催が共産党として、議会の報告会をしますよとか、国政報告会をしますよとか、そういう形の一般に呼びかけるのは、それはいいわけですかね。それはだめなわけですかね。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

これは政治的な中立性に係るものは許可をするということですので、特定の政党の利害に関する事業、それから、選挙に当たり特定の候補者を支持することは禁止事項となっております。例えば、松尾議員が政党の名前を出して広く一般の人を対象にして集会をするといったとしても、政党の名前をそこで挙げた時点で、市民の方から見れば、ここは特定の政党の集会だというふうにとられかねませんので、そういった特定の政党名を挙げる時点で、これは許可ができないものと解釈しております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、特定の政党名を挙げてはできないというようなことでしたが、例えば、ほかの鹿島市内の施設、市民会館だとかエイブルだとかいろいろありますね、公民館。そこも同じですかね。というのは、今まで日本共産党演説会とか掲げてやることもあったわけですが、それを断られたことはないと思いますが、今回は特別そういうことになるわけですか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

**○福祉事務所長（大代昌浩君）**

お答えします。

この市民交流プラザの施設の中に鹿島公民館の施設、機能もあわせ持った施設ということですので、公民館の使用許可と同じような扱いになりますので、これは社会教育法の仕様に基づいて許可をすることになります。ですので、これはほかの市民会館とかの使用の制限とちょっと性格が異なるということで、公民館という位置づけでの対応をすることになっております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

次に、宗教的な問題についてですが、これもちょっと、例えば、いろんなお寺とかありますが、私たちもお寺の護持会なんかで会議をするときに、そういう形で宗教をちゃんと出してお借りしたと。あるときは文化行事をしたりしたと。以前はそれで借りていたんですが、後になって借りられなかったというような現実もありましたが、公民館ですから、いろんな文化行事とかはそこでしないにしても、例えば、会議なんかをすることだってあると思うんですよね。そのときに、はっきりとそういうどここの何々宗派の会議とか出した場合には、やっぱり借りられないと考えなくちゃいけないんですかね。

**○議長（松尾勝利君）**

大代福祉事務所長。

**○福祉事務所長（大代昌浩君）**

お答えします。

議員がおっしゃるように、この宗教的な問題についても、宗教的中立性に係るものは許可をしますけれども、禁止事項としまして、特定の宗教を支持することとか特定の教派、宗派、教団を支持することは認めていないということですので、これも社会教育法の規定に基づいて許可はできないものと考えております。

**○議長（松尾勝利君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

宗教的、そこを利用して布教活動をするとかね、いろんなことだったら問題もあるんじゃないかなと思うんですが、ただ単に、その組織内の会議、寄り合いをすることをそこまで——もちろんそのときにわざわざ何々宗の会議ですと書かんでも、それは借りられはしますよね。借りられはしますが、そんなら、ちゃんとその辺の取り扱いは認めてもらってもいいんじゃないかと。先ほど言いましたが、お寺の仕事をしている者も市民ですよ。皆さんそ

うですよ。誰だっどどこかに関係していますよね。そういう形で、私はその辺の制限はある程度の猶予は持ってもらいたいなという気がしています。

何度言っても、今の時点では同じ回答しか返らないと思いますので、これで終わりにしますが、もう1点お尋ねします。

6ページの中に入場の制限というのがありますね。ここで第2号、人に迷惑をかけるものはだめだとか、それから、動物類はだめだというのがありますね。私はこの動物の問題ですが、特に、ここは高齢者の方がいらっしゃるわけですよ。今、ひとり暮らしだとか高齢者御夫婦で暮らされている人が多いわけですが、ひとり暮らしの中で、特に一番自分と同じように一心同体で住まわれているのは動物ですよ。特に犬ですね。最近は家庭用の小さな犬が多いわけですがね。

それで、例えば、今のままの中で動物を連れてくるというのは、それはやっぱりほかの人に迷惑をかけますよね。この前、初めて施設を私は見ました。工事中の施設を見に行きましたが、まず驚いたのは、大きかった、広がったことですね。最初から面積もいろいろおっしゃってましたから、そんなくらいはわかっと思ったといわれればそれまでですが、私たちは何平米と言われたってぴんときませんよね。特に、あれだけの広さを見て、ああ、こがん広がったけん、子供とお年寄りだけでは広過ぎたと、無駄に買い過ぎたけん、ほかんとも入れんぎどがんしょんなかなたということで、あんないろんなを後で入れられたと思います。まさにそのとおりでと思いますが、そういうことなら、せっかく行かれるお年寄りの人たちが自分と同じに手放したくないと言いながら連れて回る動物たちが、どこかにちゃんとして憩えるような、それくらいのものでとれるんじゃないかという気が私はしました。

ここで、もちろん今の状況では連れていくのは非常識ですよ。しつけをしていない動物なんていうのはいろんな粗相もしますし、いろいろありますが、しかし、今からはそういうのも必要になってくるんじゃないかなと。極端に言えば、よその市では公園の中に特別、動物のための犬とか猫を遊ばせるところをつくったところもありますし、水槽なんかもつくったところもあるわけですが、そういう形での、本当にお年寄りの人が遊びに行こうかなと、じゃ、うちのわんこちゃんも連れていけるから行こうかねとか、そういうのだってできるんじゃないかなと私は思います。もうできとるけんしょんなかとか、条例もこういう形になっていますが、条例だって変更はできますし、いろいろなものも変更できるわけですが、そういうお考えはないものかどうか、お尋ねをします。

**○議長（松尾勝利君）**

大代福祉事務所長。

**○福祉事務所長（大代昌浩君）**

お答えします。

現時点ではそういった考えは持ち合わせておりませんが、動物をずっと一緒に連れ

ていきたいというような高齢者の方がいらっしゃれば、ここの制限の中では「他人に危害を及ぼし、他人の迷惑となる物品又は動物類を携行する者」ということになっておりますので、危害を及ぼすことがなければ、それは一緒に連れてくることはできます。

その動物だけを確保するような場所というのは、今後、運営をしていく中で、そういった要望が多くあれば、その中で検討をしていきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私はこの問題については、まだ関連する部分もいっぱいありますので、了とはしていませんが、そういう一つ一つ改善されるべきはしながら考えていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、御意見を申し上げましたが、これで終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

7番議員、伊東です。大綱質疑、それと、委員会付託ということもありますが、委員会がちょっと私は違いますので、この前、全員協議会で説明を受けたとき、本会議のほうで少し御意見を述べさせていただきますということも言うておりましたので、質問をさせていただきますと思います。

まず、この前、特別委員会で、この工事の途中、3階、4階を見せていただきました。今、松尾征子議員からお話ががあったように、スペースとしては広く、今、いろんな部屋が整備をされているところでした。一番最初にちょっと思ったのは、もしここで事故があったとき、これがどういうふうな責任の所在になるのかなど。この3階、4階の見取り図を見ても、物すごいいろんな部屋があるんですね。どこかの一部屋にいて、もしかしたら3階の浴槽にいた場合、火事だと言われたときに、まだ工事の途中ですから、そういうふうな通路の表示も何もまだしていなかったんですが、私はこれの議論を始めるときから言っていました。3階、4階、上の階に子供と高齢者を置くんだったら安全確保が第一だと。そこのあたりはどのようになっていますか、まずお聞きをします。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

防災、防火の安全確保ということですが、工事が完了した後、消防設備の検査、それから、竣工検査等が必要になってきます。避難の表示とか誘導灯とか避難器具とか、そういった消防用の設備を備えつなければ許可がおりませんので、そういった対策は今、設備で配置を

しているところでございます。

あと、運用面でございますけれども、運用については、今回、職員を、特に消防職員のOBを嘱託員として雇用する予定でございます。そういった避難訓練とか避難誘導、それから、日々の見回り点検とか、そういった事務に従事していただこうと考えておるところでございます。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

7番伊東茂議員。

**○7番（伊東 茂君）**

今、工事があっているときに、そういうふうなのを想定してやっていただかないと、これがオープンをして、そして、利用が始まった段階で、ああ、こうだった、こうだったということではどうかなと私は思っております。

先ほど課長の答弁で、消防署からの検査があって、そこのあたりがクリアできるようなというのは、それこそ、先ほどの中西議員の言葉じゃないですけど、ちょっと気持ちが入っていないなど。まずは、今までこのピオの問題で、どこに一番議論が集中したか。安全性じゃなかったんですか、3階と4階。だから、議会である程度の議決を経たからそれでいいだろうというふうなことじゃなくて、やはりオープンまで細心の注意を払っていただきたいと思うんですよ。

それで、この前、見たときに、私、担当の都市建設課の方も御同行いただいたと思いますが、言ったと思いますが、3階、4階に新しく壁面に窓をつけていますね。これは非常に危険だと私は言ったはずですよ。そのときに言いました。外側に何も手すりもない。これは飛び越そうと思ったら、いつでも飛び越せるような高さですよ。1つのフロアに外に出るところが2カ所あったと思います。3階でいえば、機能回復訓練所、ここに窓がついていたと思います。それと、集会室の和室の横のところ少しベランダ風というか、出られるようなところがあったと思いますが、この前、工事の途中、見に行ってからしばらくたちますが、そのあたりは改善ができていますのか、お答えをいただきたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

有森都市建設課長。

**○都市建設課長（有森滋樹君）**

お答えをいたします。

まず、開口部の安全確保につきましては、転落防止柵等をするようにということで指示をいたしております。

それと、誘導灯の関係ですけれども、担当が再三消防署に行って、誘導の方法、あるいは避難袋の場所等を十分に検討させていただいて、協議をしているところでございます。



○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

ありがとうございます。窓を見て、やはりちょっと危険だなと思ったんですけど、そういうふうに即対応していただいて柵を設けるということは非常にありがたいなと思っております。

あと、私たちは3階、4階へ上がるときに、この建物の中に、お客さんが普通使う階段じゃなくて、搬入口から上る階段を利用いたしました。非常時の場合に、そちらからも1階におりる場合があるだろうと思うんですが、手すりがついておりませんでした。これはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（松尾勝利君）

有森都市建設課長。

○都市建設課長（有森滋樹君）

南側の搬入路のほうから入る階段でございますけれども、これにつきましては、通常、お客様が利用するということはないということでございますので、現状のままでいきたいというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

じゃ、現状のままということは、もしもの事故の場合はここは絶対誰も使わないんですね。閉鎖されるということによろしいのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

有森都市建設課長。

○都市建設課長（有森滋樹君）

手すりですけれども、通常の階段に設ける手すり、腰高ぐらいの手すりは現地にあったかと思えます。それを手すりとして利用するということになるかと思えます。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

有森課長も一緒についてきたじゃないですか。見たでしょう、あれだけ広い横幅がある階段。一遍に何十人とそこをおりていったら、手すりにつかまるのは片方だけでしょう。私は両側と言っているんですよ。そういうふうなところが全く、この議会で議決するまでは安全確保に努めるというお言葉をいただきながら、まだまだ不十分だなと私は思っております。

なかなかこのピオに関しての議案が一回可決をした後に出てくるのが少なくなってきました

たので、こういうときにただすというか、考え方を聞いておかないと、非常に後々市民の皆さんに不利益を起こすような気がしておりますので、もう少しお聞きをいたします。

この条例の中、どういうふうなところに書き加えるのかよくわかりませんが、飲食について、これはどういうふうになっているのでしょうか。いっぱい和室、集会室があったり、それとか、いろんな会議室があるわけですが、長時間ここにいらっしゃる中で、何かしら持ち込みの飲食というものが可能なのか、それをお答えいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

現段階で考えておりますのは、3階、4階、どこのフロア、どの施設においても飲食は可能ということで考えております。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

ありがとうございます。できるだけ利用しやすいように、飲食可能ということ。もちろんそれは利用者の方がその施設をきれいに使っていただくためには、ある程度制限はあるかもわかりませんが、そこのあたりは利用しやすくなるのかなと思っております。

あと、全員協議会るとき、最初、説明をいただいたとき、私がお聞きした分の中で、この利用料金の減免についてお聞きをしたと思いますが、ここの第13条、「市長が公益上特に必要と認めるとき」は減免の対象になると。公益上特に必要とは具体的にはどういうことを指すのか、教えていただけますか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

想定されますのが、災害に起因するとき、それから、市長が特に必要と認めたときというのは、例えばですが、学校の施設が工事等で使用できない場合、そういったときに、やむなくこの施設を使用しなければならない場合が生じたときは減免の規定を当てはめなければならないのかなというふう考えております。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

使用料で、いろいろ時間単位とか書いてありますが、団体割引とかはこれはあるんですか。

あるグループが団体でこのキッチンスタジオを使いたいとか、そういう場合の減免とかは考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

このキッチンスタジオは、この施設1部屋を使う場合の1時間当たりの単価ですので、団体で使用する場合も個人で使用する場合もこの単価ということになりまして、団体での使用で割引というのは考えておりません。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

キッチンスタジオというのは、私は例えで言ったんですよ。ほかにもいっぱいあるじゃないですか。トレーニングルーム、それからフロア、この中でさまざまな部屋、そういうふうなのが、もしある地区が全て地域の行事としてここを利用したいといったときに、そういうふうなのが可能なのかなど。そして、割引等というのが考えられるのか、それをお聞きしています。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

浴室、トレーニングルーム等がある地区の団体とかでまとめて使用する場合とかいうことも考えられると思います。ただ、ここはオープンスペースですので、どなたでも利用できるのが大前提ですので、一般の方も一緒に使用することが前提ですけども、ただし、そういった団体が貸し出し専用とする場合も検討しております。貸し出しをすることもできるように検討しております。

ただ、そういった場合においても、この利用料金については1人当たりの単価を適用させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

そしたら、料金はここに書いてあるのからびた一文変わらないということですね。よろしいですね。——はい、わかりました。

それと、先ほど松尾征子議員が質問をした中で、「交流プラザに、必要な職員を置く。」というところで、この市民交流プラザ、3階、4階含めてのことだろうと思いますけど、正規1名、嘱託2名、日々雇用、昼、夜、2人ずつの5名、これが今までの福祉会館とかいろんなところにあったところの職員よりもプラスアルファになるということですが、この開館時間が朝9時から夜10時までで、正規の職員、この1名の方が何か主になってここを、主となる主任というか、何かそういうふうなことなんですか。それとも、まだまだいっぱいいらっしゃる方が、どういうふうな役割になるのかわかりませんが、一番長となるのは、これは市長ですけど、しかし、現場の職員と考えた場合に、どういう正規の職員の方がここを主になってされるのか、ちょっとお聞きしていいですか。

○議長（松尾勝利君）

中村市民部長。

○市民部長（中村博之君）

市民交流プラザに配置する正規の職員で今考えていますのは、課長補佐クラスを想定しております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

課長補佐というのは何人の方ですか。これの休館日は12月29日から翌年の1月3日までの間だけ。それと、開館時間は午前9時から夜10時まで、1日の時間が11時間。1人の課長補佐の方ですか。

○議長（松尾勝利君）

中村市民部長。

○市民部長（中村博之君）

時間帯によって、2人体制、あるいは3人体制ということになります。正規職員ですので、基本的には8時半から17時15分までになります。あと、嘱託職員が2人出てきます。これは時間帯によって違います。ですので、3人になる時間帯というのが、平日は9時15分から18時45分までが3人体制、平日の8時半から9時15分、18時45分から22時、それから、土、日、祝日は終日ですね、ここが2人体制というふうになります。ですので、9時15分から18時45分までが3人体制、その前後は2人体制というふうなことになります。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

中村部長、ありがとうございました。

今、資料を見ていらっしゃるということは、ローテーションの配置をもう決められているということですね。なかなか私たちがこういうふうに質問をしない限り資料の提出がされてきませんが、その資料をいただいてよろしいですか。

○議長（松尾勝利君）

中村市民部長。

○市民部長（中村博之君）

後で提出いたします。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

本来だったら、大綱質疑ということで、ここまでは質問はするべきではないのかもわかりませんが、先ほども申しましたとおりに、私は付託された委員会のメンバーでもございませんので、ここで質問をしておかないと自分が納得がいきませんので、質問をさせていただきました。しっかりとオープンまで、あと日にちが短くなってきていると思います。1カ月かそのくらいだろうと思いますので、再度、安全面に関しては細心の注意を払っていただくようお願いをして、終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑がないようですので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第34号は会議規則第36条第1項の規定により文教厚生産業委員会に付託をいたします。

ここで10分程度休憩します。14時20分より再開します。

午後2時10分 休憩

午後2時21分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

ここで、議案第34号の資料の訂正の申し出があつておりますので、これを許します。大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

先ほどの議案の説明の中で、議案説明資料の訂正をお願いしたいと思います。

資料の5ページをお開きください。

資料5ページの、市民交流プラザ3階部分の配置図の中で右側の中ほどの身体障害者福祉

協会事務所というのがありますけれども、この文字が、「身体障舎」という文字が入っておりますのでその文字を削除していただき、「身体障害者福祉協議会」、「協会」を「協議会」に修正をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

それでは、議案審議を続けます。

#### 日程第4 議案第35号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4．議案第35号 鹿島市子育て支援センター条例の制定についてであります。当局の説明を求めます。大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

それでは、議案第35号 鹿島市子育て支援センター条例の制定について御説明いたします。議案書は10ページから、議案説明資料は6ページからとなります。

提案理由は、鹿島市子育て支援センターの管理運営等について必要な事項を定めたいので、この案を提出するものでございます。

まず、子育て支援センターの概要等につきまして御説明しますので、議案説明資料の6ページをごらんください。

1番目の制定理由ですが、地域で安心して子育てができるよう、支援の拠点として、機能を拡充した鹿島市子育て支援センターを鹿島市民交流プラザの4階に設置するため、その管理運営につきまして必要な事項を定めるものでございます。

次に、2番目の子育て支援センターが行う事業でございます。

ここに3つ記載しておりますが、まず、児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業として実施するもので、参考としまして、児童福祉法並びに児童福祉法施行規則の関係条文の抜粋を載せておりますが、地域の乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、そこで、子育てについての相談や情報提供、助言、その他の援助を行うものでございます。

2つ目に、子育てに関する情報の収集及び講座等の開催ということで、市内外の関係機関や保護者からの情報収集、市内保育園や幼稚園を訪問しての子育て支援セミナーの開催などを行うものでございます。

3つ目に、親に主体性を置いた自主活動、学び合いなどの場である自主サークルや子育て経験者を活用した子育てボランティアの育成支援事業を実施していくものでございます。

次に、3番目の現在行っております主な具体的な事業としましては、よちよちサークルやのびのびサークルで、対象年齢を違えての子育てサークルの開催をすることでの育児支援、それから、週1回、地区公民館などへ出向いて出張相談をする子育て広場、そのほか、電話や来訪、必要に応じて訪問することによる育児に関する相談支援などを実施しております。

続きまして、4番目の事業の拡大ということで、新たに専用の常設ひろばを設置します。そこで、親子が自由に集える場所を確保することにより、市内外の子育て世帯の相互交流が可能となります。

また、来年度から子ども・子育て支援新制度がスタートすることとなっておりますが、この制度の中でも、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所としての地域子育て新拠点や、幼稚園、保育所などの施設や多様な子育て支援などから、子育て家庭がニーズに合わせて必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談、援助を行う利用者支援事業などを充実していくことになっておりますので、今後、この子育て支援センターが事業を拡大することによりまして、子育て支援の核となっていくものと考えております。

この施行期日でございますが、鹿島市民交流プラザの施行日と同日としております。

続きまして、条例について御説明いたします。

議案書の11ページをお開きください。

第1条は設置に関する規定で、地域で安心して子育てができる支援拠点として、多様な子育て支援の充実を図ることにより、子育て家庭の福祉向上及び子どもの健やかな成長に寄与するため、鹿島市子育て支援センターを設置するものでございます。

第2条は位置、第4条は、先ほど御説明しました事業で、児童福祉法に規定する事業、子育てに関する情報の収集及び講座等の開催、それから、自主サークル等の育成及び支援などでございます。

開館時間は、午前10時から午後5時までとするものでございます。

休館日は火曜日、それから、祝日、年末年始とするものでございます。

12ページをお開きください。

第8条ですが、利用者は、小学校就学前の児童、保護者、それから、自主サークルなどでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく申し上げます。

#### ○議長（松尾勝利君）

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定されておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。14番松尾征子議員。

#### ○14番（松尾征子君）

お尋ねをいたしますが、今回こういうのが出て十分に利用がされることが大事なわけですが、説明の中に、今行われている、現実的にもいろんな事業が行われておりますが、大体、今のところ、これの利用者がどれくらいあるのか。月平均でもいいですが、その辺について、まずお尋ねします。

#### ○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

平成24年度までの実績で申しますと、子育て支援センターの現行で、開館日数が96日、利用者数が1,212名。それから平成23年度が、同じく開館日数が96日で利用者数が1,650人。平成22年度が、96日で利用者数2,109人。そのほか、電話等とかの相談件数が平成24年度で2,465件、23年度で2,437件、22年度で2,526件というような状況でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、数字言われましたが、私の計算が間違いないと、1回につき約20人ぐらいは利用されているということになりますかね。そこを、利用する状況になる人でも利用されていない方もまだあると思いますが、大体、全市的に対象者がどれくらい世帯あるのか、その辺も調べられていますか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

当初予定していた目標人数というのが、利用者数が、先ほど申しました、平成24年度で1,212名ですけれども、これを、目標、年間2,000人程度に引き上げたいというふうに考えております。さらに事業拡大を図っていきたいと思っておりますので、これよりもっと利用者数をふやしたいと考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

2,000人の目標数はいいいでしょう、それから、利用者数をふやしたいという、それはいいと思いますが、現実的にどうなのかと。今、特に若いお母さんたちも時間に制限されながらもありますが、働きに出られている方が多いわけですがね。そういう中で子供はだんだん減ってきているという中で、この目標を達成するためにどういう手だてをなさっていくのかですね。その辺については具体的に、目標だけ掲げたってそれをどうするかということがないとだめなわけですから、その辺についてお答えください。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）



現在、鹿島市内でも核家族化が進んでおりまして、子育て世帯の相談をするにも相談する相手がいないというような状況があります。それで、あと、今の保育所の入所者数、児童、乳幼児数は減少しておりますけれども、保育所の入所者数というのはだんだんふえています。それはどういうことかといいますと、ゼロ歳児未満の乳幼児から保育所に預けて、保護者の方は就労するというような状況でございますので、そういった方々が、やはり御自分の仕事が休みのときとか相談をしたい方がたくさんいらっしゃるかと思います。そういった方を取り込んで、いろんな子育ての支援をしていきたいというふうに思っておりますので、まずは、そういった低年齢層から保育所に預けていらっしゃる方とかを対象に、いろんな相談業務を行ってきたいというふうに考えております。

済みません、つけ加えますけれども、今こういった常設の広場がなかったことで、子育て支援センターを利用せずに、市外の子育て支援センターとか、そういった類似の施設を利用される方もいらっしゃるかと思いますので、そういった方も今度から市内のほうに利用できるように取り込んでいきたいと考えております。

**○議長（松尾勝利君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

本当、今、子供を育てていく中で、さっきおっしゃったように核家族ということで、どうしていいかわからないという、そういう御家庭もありますし、こういうのがあっているということを御存じない方もあるんですね。ましてや、小さい子供さんを2人、3人持ったお母さんというのは、働きに行くにも行かれないし、そういう子供さんをどのように毎日育てていっていいかわからないというような、そういうので、私も経験しましたが、いつも子供が何か虐待されているんじゃないかというぐらい泣いている子がおりましたので行ってみたら、もうとにかく回されて、お母さんが泣きたいというふうな状況のところを見てきましたが、そういう人たちこそこういうのの利用が必要だと思えますが、例えば私も、あれは何でしょう、よちよちサークルというんですかね、それに行ったことがあるんですが、鹿島であっているのに行きましたけど、鹿島市の人は誰もいらっしゃらなかったんですね。よその方しかいらっしゃらない。今、鹿島はよそに行っているというようなこともおっしゃいましたが。だから、その辺で、本当に皆さんにどのような形で伝わっているのかなという気がしますので、その辺も大事だと思いますし、やっぱりせっかくこういうのができても子供がふえてこない、あとは開店休業ということになれば何もならないわけですから。

私はこの前、先ほどから出ておりますが、ピオの工事中の現場を見まして、これはまず子供ばどがふやすかば先に考えんぎいかんとやなかねということを行いました、まさにそのような状況がいろんな中で出てくるんじゃないかなと思います。

それはいいですが、1つお尋ねしたいと思いますが、条文の中で、第8条。第8条に「セ

ンターを利用できるもの」という中の(1)に、小学校就学前の児童及びその保護者というのがあります。何で私これ聞くかという、例えば、小学校に行っている子供がお母さんのかわりに連れてくることだってあると思うんですよ、これはあると思うんですよ。それから、保護者のかわりやなくても保護者と一緒に、例えば、たまたま学校が休みだったということで一緒に来ることもあるんじゃないかと、それはもう現実的にあり得ることなんですよ。そういうのもあるわけですから、こういう制限をすることでどうなのかなという感じがいたしますが、その辺はどうなのでしょう。

**○議長（松尾勝利君）**

大代福祉事務所長。

**○福祉事務所長（大代昌浩君）**

お答えします。

この条例の目的というのが、子育て家庭の福祉向上、子供の健やかな成長に寄与するためということですので、原則として就学前の子供と、それから、その保護者ということになります。議員がおっしゃるように、保護者がいなくて兄弟で、家庭で見守る方もいらっしゃると思います。そういった方は、ここの施設が交流スペースとかいろんな施設がありますので、そういったところで子育て支援センターに子供さんを一時的に預けて、一体となってその小学生も一緒に遊ぶということは柔軟に対応できるのではないかとこのように考えております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

この条文に沿って、小学生なんかを、子供連れていかれんけん行かんよということはないと思いますが、ここんところは、児童及びその家族なんていうのではだめなんですかね。やっぱりいろんな相談とかなんとかは保護者が必要になると思いますが、その辺で何か足かせがあるような気がして、どうもここがひっかかってならないわけですが、その辺についてはどうなのでしょう。やっぱりほかにも小学校に行く子供がおりますと、やっぱりどうしても一緒にいきますよね。先ほどおっしゃったように、ほかのところで遊ぶことももちろんできるわけですけどね。そういう面で、やっぱりこれだけの制限しなくちゃいけないかなという気がしますが、どうなんですかね。

**○議長（松尾勝利君）**

大代福祉事務所長。

**○福祉事務所長（大代昌浩君）**

この子育て支援センターを複合施設の中に、中心商店街の中に設置したというのが、子育て支援センターに子供さんを一時的に預けて、そして、保護者の方は買い物に、一時的に預

けて買い物に行けるというようなことも想定しております。その中で、小学生も一緒に来る場合もありますので、そういったことは、「その他市長が適当と認めるもの」というような規定もございますので、柔軟に対応して安心して預けて子育てができるような体制をするためにこういった施設をつくりますので、柔軟に対応していきたいと考えております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

もう1点ですが、第5条に職員のことで「必要な職員を置く。」ということになっていますが、この職員というのは、これなりに専門の職員なのか、それとも、普通の職員なのかと。私も先ほど言いましたが、よちよちサークルですか、そこにお手伝いに行きましたが、ちょっと講習を受けたぐらいでは、あの小さい子供たちとお母さんたちの相手をするのは非常に難しいなという気がしました。自分が遊ばれているようなところもありましたがね。だから、ある面では専門の職員さんが必要だと思いますが、もちろん、それを考えられているのかなと思います。その辺はどうなのでしょう。それから、配置される人数はどれくらいなんですか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

現在考えておりますのは、正規の職員は保健師、それから、嘱託職員は保育士、それから、日々雇用職員、嘱託職員の中に、小学校教諭の免許を持った方とか、そういった専門的な知識を持った方を配置してこの事業に当たっていきたいと考えております。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

質問をいたします。

この子育て支援センターそのものの組織というのは従来からあったわけで、今回改めてあるのは、子供広場をつくるというのが今回の目玉の事業じゃないかなというふうに私は理解をしております。

この問題については、稲富議員あたりからも当初の国の動きと一緒に地方ではどうするんだという、どう取り組むんだという御質問もあっておるわけです。同時に議会としては、委員会としては、長野県あたりにこども広場というのを既に設置をして、どういう運営をされているかということ、場所的なものを含めて研修をしてきたところです。

長野県においては、新たな合併した後の跡地を使って、1階にそういう場所をつくっておられると。そして、父兄の方も、子供は子供で遊ぶという形も、そういうことであります。

専門的な、先ほどありましたように、保育所なり、そういうところを置いているところもありますし、私も少なくとも保育士はそこに一緒に設置すべきじゃないかなということを意見を言った覚えがあります。

そのように、よその地域に比べて私たちはどうするかということになるわけですが、私は4階に持ってくるのは非常に好きじゃないということを前から言っておりますので、架空の考え方として物事を言いたいと思います。4階にあるのが1階にあるという考え方で、その機能について御質問を申し上げたいと思います。

先ほど松尾議員からもいろいろあっております職員の配置問題ですね。保健師を置く、学校の先生を置くということですね。就学前の児童及び父兄ということなので、細かいことなんでしょうけど、父兄というのはどの範囲なのかですね。保護者で書いてありますから、おじいちゃん、おばあちゃんが入るのかどうか。そして、子供たちだけで来て、そして、一時預かりをするようなこども広場みたいなことを言うんですが、えっ、そういうことなのと逆に思いますね。

あるいはもう1つ、病後児の問題ありますよね。病後児の子供を父兄が連れてきて、それは受け入れするのかどうかという問題もあります。今原則、保育園は病後児は受け入れないわけですから、やっぱり嬉野とか北方あたりに鹿島は委託しているのが状況でありますね。その中で、子供広場にそれを預ける——預けるっておかしい、買い物ができるみたいなことを言うからそう言うんだけど。そして、病後児の、認めるんですか、認めないんですか。

**○議長（松尾勝利君）**

大代福祉事務所長。

**○福祉事務所長（大代昌浩君）**

お答えします。

現在、先ほど申しました子育て支援センターの職員配置からすれば、この病後児保育というのは、隔離した施設、専用スペースが必要です。それと、看護師を配置しなければならないとか、それから、医療機関との連携が必要であるとか、そういった課題がありますので、現在の子育て支援センターの中には病後児は預けられないというふうに考えております。

**○議長（松尾勝利君）**

13番中西裕司議員。

**○13番（中西裕司君）**

ですから、その病後児であるとかないとかいう判断を誰がするんですかっていうことですよ。普通の保育園に行っている子は保育園のほうで判断するだろうから、まだ早いですよ、遅いですよということも言うかもしれんけれども、家庭において、家庭の保護者が、今ちょうどよかったというような感じにとられるけれども、それについての議論は十分されていますか。先ほど所長の言うのはわかるけれども。じゃ、病後児であるかどうかという判断は

誰がするんだっていうことですよ。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

病後児保育の実施事業の自治体を見ておりますと、まず、病後児保育で受け入れられるかどうかというような判断は、かかりつけの医師の診断書を持って病後児保育に預けてもいい、もう回復期にあるから感染のおそれがないとか、そういった診断書を持って預けるといようなことが実態でございます。ですので、ここの子育て支援センターの本来の目的は、親子の交流の場、相談の場ですので、そういった親御さんも一緒に来るのが原則ですので、基本的にそういったお子さんを連れてくることはまずないというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

まずないと言われたんだけど、子供広場っていうのは、そういうのもチェックするんですか。事前にチェックしてするんですか。あるいはそういう相談に来た人だけは遊ぶような感じ、それを外からも受け入れる。何か僕はそこの運営の仕方がちょっとよくわからないな。とにかく就学前の人、それに保護者。何か心配になったけん相談に来た人だけがその広場っていうのは利用するの。僕は、もっと子供広場ってフリーかなという感じがするんですけど、どうなんですか。限定するんですか、広くいいんですか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

まず、事業の中身としまして、この子育て支援センターというのは、子育て親子の交流の場、それから、援助の実施、相談ですので、そういった相手特定することはまずありません。ですので、今度、常設になりますので、どなたでもいつでも集まって専用スペースとして開設しますので、そういった対象を絞るようなことはございません。

ただ、整理しますと、病後児、病児の状態の子供さんは、親御さんはそういった状態の子供さんを連れてくることはまずないというふうに先ほど申し上げたつもりでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

そこら付近はきちっとたわないと逆にいけないんじゃないですかね。私の頭の中にあるのは、連れてきていけないということの意味がよくわからない。まず、子供広場ですからフリーなんじゃないかと、そういう気がするんだけど。

ただし書きを入れるかどうかのことも必要になるだろうし、あるいは規則の中でそういうのを連れてきてしまった場合どうするのかということもやっぱり一つの、していたほうがいいのかなと。議会でそのように言ったからといって、それが通っていくということは私は思っていない。逆に僕はフリーだという感じがするんですけど。その中で親子の触れ合いなり子供同士、親の触れ合いがあるような気がするので、その人が病後児だったり病後児じゃなかったりという判断はなかなか難しいねという感じがするわけですね。

だから、父兄というのは、今、嬉野とかなんかに連れていくのは遠いから嫌なのよね。逆に近場にそういう子供広場みたいなのができれば、そちらのほうにちょっと息抜きにでも行ってみましょうかねという感じになるんじゃないかなという感じがするわけですね。これはあくまで、そこは保育じゃないからね。遊び場でしかないから、保育じゃないからそういうのは思いますけど、そのように思います。

やはりこれもそういう問題が出てから、民間施設が潰れそうなスーパーの2階に子供広場的なものを、遊具施設をしっかりと有料でそれを利用すると。福岡県ということもありましたから結構利用者が多かったんですが、鹿島においてはそういうことはあり得ないねということの結論で研修は終わったんですけども、先ほど言ったように、もう少し子供広場で遊ぶ利用者の範囲というのが、ちょっとしっかりそこら付近がまだしていないなという気がするわけですよ。どういうことを頭に置いて利用者の範囲を決めたかという。市長の特別の承認があればって、これはもうつけ足しのようなもんですから、市長が采配するわけじゃないんだから、それは。それは何かの場合に条文として入れ込んでいるだけだから。それがあからできますよみたいなことじゃないんだよ。それは、法令をつくる人の心構えとして、十分それはなきやいけないと思いますので、改めてもう一回、病後児の子供たちが広場を使えるのか使えないのか。使えないなら使えない。じゃあ、そのための手だては、手続はどういうふうにして市民に周知するのか。どういうふうにされますか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

先ほどからの繰り返しになりますけれども、病後児の方は受け入れることができない、使えないというふうに考えております。というのはやはり隔離した専用スペース、そして、職員が必要であるということをございます。この子育て支援センターの利用対象者は幅広く誰

でも使っていていいということですから、規則の中でそういった遵守事項を設けて——他人に危害を及ぼすとか、病気の感染のおそれがある方とか、そういった遵守事項を規則の中に盛り込んで対応を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

そのようなことまでしておかないと、市の管理という問題がありますので、さまざまなトラブルがあったときに、その都度その都度いろんな訴訟事件になる可能性も出てくるので、それは市民に対して——僕はなるべく市民が優先するんだと思うんだけどね。市外から来た人の面倒まで見てやらんばらんごた施設やろうかなと。逆に僕は市内の方を優先するんじゃないかなという気がするんですけど。料金においても、プラザの料金にしてもみんな同一だと。市内も市外も同一だというような考え方、非常にいいんだけど、鹿島の魅力というのは、まず、そこに住んでいる人のために何ができるかということを考えてやらんと、交流人口をふやすからって。交流人口ってというのは、金も何も持っていくということですよ、逆に。利益を持って買っていくということですから、そこに住んでいる人のために、やっぱり僕は一段階重きを置いて考えてほしいと。今後の運営主体を期待したいと思います。

終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第35号は、会議規則第36条第1項の規定により文教厚生委員会に付託をいたします。

#### 日程第5 議案第36号～議案第38号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5. 議案第36号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第37号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第38号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての3議案を一括して審議に入ります。

各議案に対し、一括して当局の説明を求めます。大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

それでは、議案第36号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第37号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第38号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、関連いたしますので一括して御説明いたします。

議案書は13ページから、議案説明資料は8ページからとなります。

まず、鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案説明資料のほうで説明いたしますので、説明資料の8ページをお開きください。

1番目の制定理由でございますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成24年に公布され、ここで児童福祉法の一部が改正され、子ども・子育て支援法の施行の日から施行されることに伴いまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を国で定める基準に従い、又は参酌して条例で定めるものでございます。

2番目の概要でございますが、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、条例で定めなければならないものが今回提案の3つでございますが、その1つが、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、この4事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

条例の制定に当たりましては、ことし4月30日付で公布された省令第61号、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に基づきまして、市の基準を定めていくこととなります。

また、省令では、従うべき基準と参酌すべき基準の区分が示されており、市が地域の実情に応じて基準を定めることとなります。

従うべき基準とは、必ず適用しなければならない基準で、参酌すべき基準は、十分参酌した上で地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される基準であります。

なお、独自の基準としまして、非常災害対策の訓練を、避難訓練を毎月1回以上、消火訓練は毎年2回以上とし、また、暴力団排除に関する規定を設けております。

3番目の施行期日は、子ども・子育て支援法と関係法律の整備等に関する法律の施行の日とされておりますが、具体的には、消費税率が10%に引き上げられる日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日からとなっており、まだ決まってはおりませんが、最も早い時期としまして、来年4月を想定して準備を進めているところでございます。

参考としまして、8ページ下のほうから9ページにかけまして、根拠法令の児童福祉法の抜粋を載せております。

次に、条例の主な条文について議案書のほうで説明いたしますので、議案書の14ページをお開きください。

第1条は、根拠法令に基づき、必要な事項を定める旨の趣旨、第2条は用語の定義、以降、



21ページの第22条までが第1章で総則となっております、事業を実施するに当たり、最低基準、非常災害対策、職員の一般的要件や知識及び技能の向上に向けての努力義務、暴力団の排除規定、衛生管理、食事等の一般的な原則を規定しております。

第2章から第5章までは、それぞれ章ごとに各事業の基準について規定しております。

例えば、第2章は、保育者の居宅など家庭的雰囲気のもと5人以下を受け入れる家庭的保育事業についての規定ですが、21ページですが、第23条の設備の基準では、部屋の面積は乳幼児1人当たり3.3平方メートル以上であるとか保健衛生法必要な設備要件の規定。

22ページの第24条では、職員の資格要件、第25条、第26条は保育の時間及び内容に関する規定、第27条は、保護者との連携について規定しております。

23ページからの第3章では、6人から19人までを受け入れる小規模保育事業のA型、B型、C型について、それぞれ同様の設備等の基準を規定しております。

ちなみに、A型とは、保育所の分園、ミニ保育所に近い類型で、C型は家庭的保育に近い類型、B型はA型とC型の中間型と位置づけられております。

28ページの第4章は、障害、疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う居宅訪問型保育事業についての基準。

29ページからの第5章は、会社の事業所内保育施設などで従業員の子供と地域の子供を一緒に保育する事業所内保育事業における設備基準等について規定しております。これら保育事業者が事業を行うに当たり市町村の認可を受けるための基準でありまして、認可を受けることによって給付の対象となるものでございます。

続きまして、鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について御説明します。

議案説明資料のほうで御説明いたしますので、資料の10ページをお開きください。

1番目の制定理由につきましては、先ほどの条例と同様でございます。

2番目の条例の概要は、認定子ども園、幼稚園、保育所、特定教育・保育施設及び家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、これら4事業の特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものであります。

施設についての認可権者は都道府県、それから、地域型保育事業については市町村になりますが、認可を受けた施設、事業者が、今度は、給付の対象となるためには市町村の確認が必要になります。その確認をするための基準が内閣府令第39号の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準で、国が定める基準を踏まえて市町村が条例で定めることとされており、本市の基準はほぼ国の基準どおりとしておりますが、独自の基準を定めておりますのが2点、丸印の暴力団排除規定と保育所運営に関する規定に佐賀県の条例で定める規定を加えております。

3番目の施行期日は、これも前の条例と同様でございます。

参考としまして、10ページ下のほうから12ページにかけて、根拠法令の子ども・子育て支援法の抜粋を載せております。

次に、条例の主な条文について議案書のほうで御説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の37ページをお開きください。

第1条から39ページの第4条までが第1章、総則で、趣旨や用語の定義、一般原則、暴力団排除規定、第2章が、40ページ、第5条から52ページの第37条までで、特定教育・保育施設の運営に関する基準で、40ページ第5条の利用定員に関する基準を初めとしまして、第6条の利用開始に伴う教育、保育の内容、第7条の正当な理由のない提供拒否の禁止等、43ページ、第14条の利用者負担額やそれ以外の実費徴収の受領に関する規定、46ページに第21条の運営規定を定めなければならない事項など、管理運営に関する基準を定めております。

第3章が52ページ第38条からとなり、今度は家庭的保育事業等の特定地域型保育事業の運営に関する基準で、第2章と同様にそれぞれの事業についての運営基準を定めておりますので、説明は省略いたします。

次に、3つ目の、鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明いたします。

議案説明資料の13ページをお開きください。

1番目の制定理由は前の条例2つと同じでございます。

2番目の概要は、放課後児童クラブの設備及び運営については、国の基準であります省令第63号の、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を踏まえ、市の条例では、独自の基準としまして、暴力団排除の規定を盛り込むこととしております。

現在、放課後児童クラブ事業は、佐賀県の放課後児童クラブガイドラインに基づき、市内の小中学校内において事業を実施しているところでございますが、新制度の開始に伴い、クラブの質を確保する観点から基準を定めるものでございます。

3番目の施行期日は、これも前の条例と同様でございます。

参考としまして、下のほうに根拠法令の改正後の児童福祉法の抜粋を載せております。

次に、条例の主な条文について議案書のほうで御説明いたしますので、議案書の64ページをお開きください。

第1条は趣旨、第2条は用語の定義、第3条及び第4条は、運営するに当たっての最低基準の目的等。

65ページをごらんください。

第5条が事業の一般原則、第6条は非常災害対策、第7条、第8条は職員の一般的な要件。

66ページをお開きください。

第9条が独自規定の暴力団排除に関する規定、第10条が設備基準で、児童1人当たりの面

積として、おおむね1.65平方メートル以上の確保など、第11条は職員に関する規定で、支援の単位ごとに2人以上配置することとし、職員は、保育士、社会福祉士、学校教諭等の資格を有し、都道府県知事が行う研修を終了した者を置かなければならないこと。

68ページをお開きください。

第14条は衛生管理、第15条は運営規程を定めることの義務づけ。

69ページの第19条が開所時間及び日数についての基準。そのほか、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応などについて定めております。

以上が今回条例で定めなければならない子ども・子育て支援新制度の施行に伴います施設や事業の設備運営に関する基準でございます。

今回の条例の整備は、これから家庭的保育事業等新たに事業を実施する、あるいはこれまで認可外保育で運営していた事業者が認可を受けるための基準を設けるもので、施行の際、現に幼稚園、保育所の認可を有する施設につきましては新制度で教育保育施設として確認があったものとみなされますので、給付等、直接の影響はございません。

以上で説明を終わりますが、今回の新制度によりまして、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図り、今後とも支援の充実を図っていききたいと考えております。御審議のほどよろしく申し上げます。

**○議長（松尾勝利君）**

これより一括して質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定されておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

ただいま3つの問題が提案されておりますが、正直申しまして、私は全くわかりません。というのは、今行われている保育事業が、この条例ができることによって鹿島市内で具体的にどのように変わるのか。まず、そこからお尋ねをしたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

大代福祉事務所長。

**○福祉事務所長（大代昌浩君）**

お答えします。

今回の新制度に伴いましてどこがどう変わるかということになりますと、ほぼ現行制度が大きく変わるということではございません。新たに基準を設けるということでございます。

保育所に関しましては、現行どおり運営をしていただくことになって、市から給付をするということになります。

ただ、幼稚園につきましては、認定こども園、または現行のまま私学助成を受けるか、そ

ういった選択の場を設けるということですので、幼稚園に関しましては、移行するか、現行でいくかというような選択が出てくるかと思えます。

保育所についても、認定こども園の選択がございますけれども、現行のままでいけば何ら変わることはないということになります。

ただ、保育所施設についてはそうですけれども、今度こういった施設を利用する場合、保護者の方、利用者の方は、このいずれかの施設を選択する場合には、まず認定を受けなければならない、1号から2号、3号までの認定を受けなければならないということですね。認定を受けることによって、保育所に行くか、認定こども園を選択するか、それとも、幼稚園を選択するかというような選択ができるということになります。

1号認定といいますのは、3歳以上で教育を希望される方。教育を希望される方ですので、就労をしていない方ですね。2号認定は、同じく3歳以上で保育の必要な事由に該当される方ですので、現在、就労をされていらっしゃる方。3号認定は3歳未満の方で保育の必要な事由に該当される方ですので、就労をされていらっしゃる方。このいずれかの認定を受けていただくというような作業が今度から入るということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

先ほど変わらないとおっしゃいましたが、認定を受けなくちゃいけないということでしたら、鹿島も今ずっと保育所に預けられている人、幼稚園に行かれている人ありますが、その認定を受けなくちゃいけないということで理解するんですかね。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

ほぼ変わらないと申しましたけれども、変わった点が認定を受けなければならないという手続が必要ということですので、鹿島市も同じように認定を受ける必要があるということでございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それでは、具体的に今、保育所に預けられておりますが、切りかえんといかんわけでしょうから、受けてし直さんといかんわけでしょうから、どの時点でそれはされるのか。どういう方法でされるのか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

現在と同じような、保育所に預けられる方は就労証明書というのが必要ですので、そういった就労の証明書を現在も添付させていただいております。それと同じような作業をして、そこで、就労時間にあわせて保育に必要な時間を決めて認定をするということになります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それでは、幼稚園なのか、保育園なのか、認定こども園とおっしゃいましたね。鹿島の場合は、今、認定こども園というのは私は理解していませんが、新たにそういうのができて対象になるのかどうか、その辺はどうなっているんですか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

現在、鹿島市内に幼稚園が2園ございますけれども、その2園につきまして、認定こども園に移行する、希望する園が1園ございまして、もう残りの1園については現行のままでいきたいというふうな、意向調査をしたところ、そういった状況でございます。認定こども園に1園、移行する可能性があるということです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

先ほどありましたように、どこにするかという、認定される、それはどこがやるんですか。その選考はどこがやるんですか。保育園か幼稚園かどこかという、その子供の条件によって選定するのはどこでやるんですか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

認定を受ける場合、まず、保護者がどこを希望するかで決まります。就労をされている方

は、当然、保育所を希望されるかと思います。保育所を希望される場合は、認定申請を市町村に、市のほうに認定の申請を行っていただきます。それと同時に、希望の保育所も記入してもらいます。どこの保育所に希望するかですね。そして、市町村が認定証を交付して、保育所の希望先を決定します。希望先が例えば多い場合、1カ所に集中した場合等があれば、そこで市町村が間に入って利用調整をするということになります。

幼稚園の場合は、直接園のほうに、従来どおり契約を結ぶということになります。保護者の方が契約を結んで、希望をして契約を結んで、園を通じて市町村から認定証を交付するということになります。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

既に就労されている保護者の方はいいと思いますが、結局、今、就労をされていないけど仕事を探さんといかんと、保育園に預けれんからしていないとかいろんなことがあると思うんですよ。それから、就労の形態もいろいろあると思います。短時間だとか、1週間ずっと続いてじゃないとか、いろいろあると思うんですが、そういう条件というのは認定の条件になってくるんじゃないかと思いますが、そういうことになると、今、就労をされていない人というのは非常に不利になってくる可能性はありますよね。そういうのに対する対応というのはどのようになさるんですか。

**○議長（松尾勝利君）**

大代福祉事務所長。

**○福祉事務所長（大代昌浩君）**

今度の新制度で新たに加わったのが、今までは保育に欠ける事由ということで、就労とか妊娠、出産、保護者の疾病、同居又は長期入院等をしている親族の介護、看護、それから、災害復旧というようなものが保育に欠ける事由でございました。今度新たに新制度で保育に必要な事由に該当する場合は、求職活動、それから就学、例えば、職業訓練等に行っている方とか、虐待とかDVのおそれがある方、そういった方が今度新たに保育を必要とする事由の中に含まれましたので、そういったところで対応をすることになります。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

今、条例が出されているのに関連して、これは三、四年前でしたかね。私はここで取り上げたことがありましたね。そのときは、直接園との契約というような、そういううたい文句

になっていたと思いますが、やっぱりそういうのはおかしいということで全国の運動の中でこういう形に変わったと思いますが、じゃあ、お尋ねしたいと思いますが、保育料金についての取り扱いは今後どうなるのか。今までと同じような形になるのか、それとも、違った形になるのか。その辺についてお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

新制度の利用に係る保育料は、保護者の所得に応じた支払いが基本となります。現行制度の水準を上回らない程度に保育料を設定するというとされておりまして、現行の保育料よりも上回ることはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

結局、保育料金については、保護者の収入によって市のほうで決定してもらうわけですよ。そういう形ですが、今いろんな動きの中で、それはそのまま堅持してもらいたと思いますがね。

例えば、今いろいろ全国的に話題になっているのは、そういう形でやったにしても、保育園がより高度なといいますか、いろんな教育といいたし、そういう取り扱いをすることによって、そこでは保育料というのは安いんだけど、別にとられるという、徴収されるという動きがもう既にあるところもありますし、そういう流れになっているということになりますかね。私はそういうことになると、確かに必要な分で行われる人はいいと思いますが、今の、特に女性の賃金の安い中で預けていく中では非常に厳しくなるわけですがね。そういうことについては、私はやっぱりある程度、市のほうの指導も必要だと思いますが、そういうところについてはもう運営される園に任せておくというのか、しかし、それなりの指導はしていくというのか、その辺についてのお考えはどうなんですか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

今度の基準の中にも、市町村が定める利用者負担額のほかに実費徴収、通院の送迎費とか、それから、給食費とか文房具費、それから、行事費等の実費徴収は基準の中に認められております。それ以外でも上乗せ徴収ということで、教育、保育の質の向上を図るための対価、

これは上乗せ徴収といいますけど、こういった実費徴収とか上乗せ徴収というのは、市町村の利用者負担額とは別に設けられております。そういった徴収をする際には、そういった中身を明確にして利用者に提示をしなければならないというのが今度の基準でございまして、保護者の方は、そういった実費徴収がある保育園、上乗せ徴収がある保育園というのを把握して、それで、保育所を選択するというようになります。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

そういう形になりますと、例えば、市がどんなに保育料を低く抑える制度をとったにしても、そういうことになりますと、保護者は大変ですよ。例えば今、介護保険制度ありますけど、介護保険制度も、介護保険は掛けているんだけどなかなか行けないと。例えば、デイサービスだって非常に行く人が減ってきているというような話も聞きますが、何でかという、やっぱりその分お金が十分出せないというのがあると思うんですよ。

例えば、うちの母も行っていますが、1週間に4回行って、払うのが1カ月で22千円ぐらいですかね。それだけ年金がある程度あったり、それから、家庭で補助できる分はいいですが、例えば30千円、40千円、50千円ぐらいの年金をとっている人では行けないわけですよ。介護保険料は引かれるわけですね、嫌でも引かれる。そういう現状が今、介護保険制度の中ではある。

今の流れを見ますと、まさに保育事業についてもそういうふうの流れっていくんじゃないかと。現にその辺を見ますとね。じゃあ、せっかく保育所に入られてもそういうのがやれないから、やっぱりうちはやめにしておこうかというようなことだって私は考えられると思うんですよ。特に今もそうですが、保育園、一人でも多くの子供をとりたいために、より高度な教育、それから、いろんな部活動だとか、もう本当に今、鹿島市内の保育園でも、文化的な取り組みされているのは素晴らしいですよ。ああいうのにしてもお金もかかると思いますが、そういう現状になるんじゃないかなという心配があるわけですよ。そういう面では心配要らないんでしょうかね。

**○議長（松尾勝利君）**

大代福祉事務所長。

**○福祉事務所長（大代昌浩君）**

お答えしますけれども、この保育園を運営するに当たっての運営費というのが基礎というのが、公定価格というのが決まっております、これは決まって、標準的にも維持するにはこれぐらいの費用がかかるという公定価格を定めます。それから、プラス利用者負担金ですね。これで通常の園は運営できるということでございますが、それぞれの園の特色というこ



とで、先ほど申しました実費徴収部分、上乘せ徴収部分が出てきますので、通常は運営できますけれども、それぞれ保育所のカラーを出すための実費徴収、上乘せ徴収というふうに捉えていただきますと、それぞれの園がどこに特色を出すのか。こういった実費徴収を取ってでもいい保育をする。さらに上回った保育の向上を目指すのか、通常の保育でいくのか、それは、保護者が選択をするというふうに考えておりますので、それはもう実費徴収部分、上乘せ徴収分については、それぞれの園が独自の判断をして徴収するかしないか考えていただくということになります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

確かにそうでしょうが、そういうことなんておかしいんじゃないですかね。保育に欠ける子供たちをちゃんと見ないといけないという義務があるわけでしょう。しかし、その保育園が特色を出すために、より高度に、こうこういろいろしていくというと、運営費は与えられた分では、いろんな必要な経費が要りますから、もちろんできないというふうなことになると思うんですよ。じゃあ、保護者は納得した人は出すでしょう。しかし、さっきも言ったように、いや、そがん、別にこんだけも出さんといかんなら、うちはもう保育園やり切らんと。もう本当、極端な話、自分は1食我慢しても、自分で子供を見らんとしよんなかと。そういうのだって出てくる可能性あると思うんですよね。じゃあ、そうしないで、保護者になるだけ負担をかけないようにするためには何になるかという、こうなってきますと、そこに働いている人たちの人件費の削除ですよ。既に私いつかここでも言ったことがあると思いますが、都会ではそういうのがどんどん出てきて、そこで働く保育士さんたちが長続きしないと、次々にかわっていくと。そういう実態も生まれてきているのは、もう過去幾つも出てきているんですよね。そういう現状にあるんです。

お尋ねしますが、それじゃ、運営費というのは、今までと同じような条件で各保育園出されるんですか、それとも、違った形になるのか。今、市が運営費として各保育園に出すわけですが、それはどうなるんですか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

運営費の給付のあり方は現行とほぼ変わらない算定の基礎になっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

市から各園に出すのはこれまでと変わらないということですが、じゃあ、国がこういう制度のいろんな手直しというか、変えてきておりますが、国から運営費として入ってくるのも今までと変わらないと理解していいんですか。国から来る分。運営費として国からも来ているでしょう。それに上乗せして市が出していると思いますが、その辺についてはどうなんですか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

今度の国から来るのも保育所の施設についてはほぼ変わらないと思いますけれども、今度の子ども・子育て支援新制度におきまして、財源がですね、消費税が10%にアップしたことによって約7,000億円の財源を確保するということですので、この保育所以外のそういった地域の子育て事業ですね、そういったところが充実していくものと考えております。保育所の施設に関しては大体ほぼ現行のままの給付額になるかと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

国が幾らかの上乗せをするというのは、結局、子供たちや保護者に直接に影響する分じゃなくて、園の運営にということですね。施設などに対する、運営に対するものだということだと思いますが、私は本来ならやっぱり子どもたちに、保護者にプラスになるように、少しでも安く抑えていけるような、そういう手だてをとることが先じゃないかと思うんですよね。私はそう思うんですよ。

お尋ねしますが、今後、鹿島市で、幼稚園が1園だけ認定こども園に移行するだろうということをおっしゃっていますが、その後、そういう——鹿島は子供が多くないですからね、そういう動きは無理かなと思いますが、そういうのも見込まれると思いますか。

もう1つお尋ねですが、今、幼稚園をしていないとそれはできないんですか。それとも、新たにつくりますよというのが可能なかどうか、その辺です。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

保育所とか認定こども園の設置の要件が自治体とか公立学校、それから社会福祉法人、こ

ういった法人が設置をすることになりますので、民間の企業がこういった施設に参入することはありません。現況の鹿島市の状況を見ておきますと、14園保育所があります。それと、プラス幼稚園が2園ありますので、施設に関してはこれ以上ふえることはないものと考えております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

14番松尾征子議員。

申し上げます。これはあくまで大綱質疑です。なるべく委員会のほうにも付託されておりますので、内容を吟味して質問をお願いいたします。

**○14番（松尾征子君）**

済みません、私は委員会で審議できませんので、ここでさせていただいております。

（「委員会に任せましょう」と呼ぶ者あり）

それと、もう1点お尋ねしますが、委員会に任せろと言ひよんしゃっですけど、任せられない分もありますのでね。

ここにいろいろA型だとかB型だとか、まさに介護保険制度みたいのが出ていますがね、これによって、そこに配置する職員の――職員が違うんでしょう、ちゃんとした資格を持っておかんといかんとか、いろんなのがありますね。それから、調理者を置かんでよかとかいうのがありますね。まさに、同じ子供たちを育てていくのに差別的な取り扱いじゃないかと私は思うんですよ。どの子だって同じような対応をしていくのが本当だと思いますが、その辺は何でこういうことをせんといかんのですかね。私は何型であろうとちゃんとした保育士の資格を持った人を置き、そして、それなりの人を配置する、必要な分は置くと。必要な分て、必要じゃないとおっしゃるかわかりませんが、そういう観点で取り組まないと、これはおかしいんじゃないかという気がしますが、いかがお考えでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

大代福祉事務所長。

**○福祉事務所長（大代昌浩君）**

お答えします。

先ほどおっしゃったA型、B型、C型というのは、そこの入所される人数ですね、利用者の人数で区分けをしておるような状況でございますので、A型が一番大人数の利用者になりますので、保育士が基本、保育士を置かなければならないというのが全体的な基本になっております。最低基準としては保育士、B型におきましては、半分以上は保育士を置きなさいというふうになっております。人数で格差というか、保育所の資格の基準を設けておりますので、そういったところで実情に合った運営形態ですね。少人数のところではそれだけの資格を持った職員が確保できるかという、またそこで問題があるかというふうに考えておりま

すので、そういった資格の基準になっているのかと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

人数の差で保育士を置くか置かんかって、1人だって子供同じですよ、そういう差別は許せないわけですよ。本来なら置かんといかんわけですよ。そういう人たちを確保するのが難しいって、そちらの都合でされてはたまらんわけですよ。やっぱりちゃんと同じ条件で置くということが必要だと思います。その後の追及は委員会でもらうと思いますので。

それから、放課後児童クラブの、このことで1つだけですが、こういうきちんとしたものはできました。それでやっぱり子供たちは、もうさっきと同じですが、同じに扱わんといかんわけですね。ところが、今、放課後児童クラブに入れないうちも、これまでも問題になってきましたが、私はこういうちゃんとしたのができた以上は普通の分は全部ここで見てやるという、このことは絶対しなくちゃいけない。しないなら何のためにこれをつくるかということですがね。だから、このことによって、今後、放課後児童クラブといますか、学童保育所ですか、そういう充実はどのように計画されているのか、そこをお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

今、議員がおっしゃるように、放課後児童クラブでは、クラブに入所したくても入れない、定員がいっぱいで入れないというような状況は一時的にあることもございます。そういったことで、今度の子ども・子育て支援新制度というのは、質の確保、量の確保をするということが目的でございますので、現状で鹿島市において、そういった待機者がないように努めていきたいと思っておりますので、現在、定員がオーバーしているような状態に一時的にある小学校もありますので、そこはクラブ数を確保するために、今いろんな学校とも協議をして、教育委員会とも協議をして努力をしていっているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

努めていきたいと思っておりますが、努力をします、確かに必要ですがね。はっきりここ以来年の新学期からはやりますというような、それをやっぱり確約してもらわんと何のために、条例だけつくってね——せっかくおいしいおまんじゅうがあっても、食わせてもらえんなら何もならんわけですよ。だから、ぜひその辺はお願いしたいと思います。

教育長、学校とも相談をするということですが、その点については、相談があった場合には積極的に受けとめて努力していただく、実現していただくという立場に立っていただけますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

今見われたような相談が今後あるかということは想定はしております。詳しく聞きながら検討していきたいと思っておりますので。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

予算の伴うことです。市長にお尋ねします。

この件についてはぜひ、条例がちゃんとしたのができましたので、来年度からは確実に希望者は全部入れるだけの財政措置をするというお約束ができますか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

予算を編成するときは、一つ一つを単発でやるのではなくて、全体の配分、それから財源が確保できるだろうか、いろんな事情を考えて編成をして皆さんに御相談をすると、こういうことになります。1つの事業だけにあらかじめ白紙委任を出すということは非常に困難だということはおわかりをいただきたいと思います。

この議場でいろいろ闘わされた議論を頭に入れながら予算編成に臨むという、それは当然とるべき対応だと。しかし、あらかじめ、ある事業だけ白紙で幾らでもよかですよというわけにはいきませんので、そこは頭に置きながら編成に臨みたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

そうでしょうがね、何のためにこういう条例をつくったかということですよ。充実させるための条例だと思います。今のような市長の答弁では納得いきませんが、もうそれはいつも市長がおっしゃるような答弁だと思って聞いております。

これで終わりますが、今回、最初に私がどう違うのかということでお尋ねをしました。今、全国この問題は、もう9月議会にかかって、その前にもかかっていますね。たまたまここで何が変わるかということで、きょう持ってきた新聞に書いていますが、新制度で何が変わる

のでしょうと。保育をもうけの対象とする企業が参入しやすくなったと。今まではそういう民間に対する施設の補助とかなんとかなかったけど、鹿島はそういうのがまだないからですがね。そういううまい汁になれば出てくる可能性はありますよね。例えば、介護保険だって、なかなか最初そういうのができるかと思ったらどんどんできてきたというふうな、そういう経過があるわけですよ。だから、こういうものだって考えられないことはないわけですよ。だから、そういういろんな問題が背景にあるということ。ましてや、ここでわざわざこの国の制度に従ってしなくてもやっていけるわけですね。国の制度に従わんと補助金ばやらんというともなかしですね。今までとそがん変わった状況じゃなくて来ると、そういう状況ですよ。だから、今の鹿島市はそれでもやっていけるわけですから——やっていけるわけですね、やっているわけですから。だから、その辺については、やっぱり今、鹿島市がやっていること、国のいろんなのに惑わされないで、本当に子供たちをどう守っていくのか。そして、働くお母さんたちがどんなに安心して保育所に預けられるかという、その体制を十分に提供していただきたい。そのことは一番大事なものは入れていただくということと、やっぱり何とんでも料金の問題ですよ。上乘せがあるなら、これによって保育所に行けない人もふえてくる可能性もありますよ。そういういろんな問題が背景にあります。

だから、全国で今、条例がいろいろできていますが、もう具体的には言いませんが、全国のをいろいろ調べてみますと、やっぱりその地域に合った条例に上乘せをされていますね。鹿島の場合も暴力団等云々というのが幾つか上乘せはありましたが、ほかに、例えば広さの問題だとか、保育料の問題だとか、いろんな問題で上乘せをされていますよね。だから、これはあくまでも条例案ですからね。これは取り組んでいく中で変更も何でもできると思いますし、特に委員会にかかりますと、またさらによい案も出されると思いますので、本当に子供と親の立場に立った運営をしていかれることを望んで終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第36号から議案第38号までの3議案は会議規則第36条第1項の規定により文教厚生産業委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、あす12日午前10時から開き、議案審議を行います。お疲れさまでした。

午後3時51分 散会